

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル

＜平成29年度版＞

内閣府 地方創生推進事務局

目 次

I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要	
－基本計画の作成から認定・変更等までの流れ－	
1. 事前相談	2
2. 基本計画の作成	3
3. 市町村に対する規定解釈等の回答制度について	3
4. 基本計画の認定申請	3
5. 基本計画の認定	4
6. 認定基本計画の変更	4
7. 新たな認定基本計画の作成について	6
8. 認定の取消し	6
9. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等	6
10. 「構造改革特別区域計画」及び「地域再生計画」との関係	7
II. 基本計画の認定基準	7
III. 基本計画の作成要領	
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1 1
2. 中心市街地の位置及び区域	1 4
3. 中心市街地の活性化の目標	1 6
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の 公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事 業に関する事項	2 0
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	2 1
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他 の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境 の向上のための事業等に関する事項	2 2
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市 街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他 の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	2 2
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関 する事項	2 3
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関 する事項	2 4
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関 する事項	2 6

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	27
12. 認定基準に適合していることの説明	28

IV. 認定申請手続

1. 認定申請に必要な書類	28
2. 認定基本計画の変更の認定申請に必要な書類	32
3. 書類の書式	32

V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等

1. 関係行政機関の長による同意について	32
2. 認定と連携した支援措置等	32

VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等

1. 支援措置一覧	34
2. 支援措置内容	40

基本計画認定申請様式（別添）

I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要

ー基本計画の作成から認定・変更等までの流れー

「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号。以下「法」という。）に基づく基本計画の認定制度は、市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化、ひいては当該地域の活性化にも応じた取組施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣がその認定を行います。政府は認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）に基づく事業及び措置に対して、府省庁の縦割りを排し、ワンストップで各々の関係施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで、集中的かつ効果的に支援を実施するものです。

このため、基本計画の作成に先立って、市町村は、過去の取組（中心市街地の活性化に関する市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等）に対する評価を行い、その成果や反省を踏まえて基本計画を作成することが求められます。

また、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）に目標の一つとして挙げられている「人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること」（コンパクトなまちづくり）を目指すことについて、都市機能（教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の公共公益施設等）の適正立地や既存ストックの有効活用を含め、市町村としての方針や実現方策が公表されていることも必要です。

このような考え方の下、市町村が事業等を総合的かつ一体的に推進する観点から、以下のポイントを含む法及び基本方針に規定された認定基準について十分な対応を行うことが、基本計画の認定の要件となります。

- ① 基本計画の作成に当たり、地域住民等多様な主体、担い手の参画を得た協議の場（中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）等）が組織されるなど、十分な協議が行われ理解が得られていること。基本計画が円滑かつ確実に実施できるよう、地域ぐるみで取り組む体制となっていること。
- ② 基本計画に掲げる事業等が、実践的又は試行的活動に裏付けられるなど厳選されたものとなっていること。
- ③ 基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。
- ④ 中心市街地の区域設定に当たり、各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。
- ⑤ 基本計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業等の実施が、設定された区域の活性化に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

上記のポイントを踏まえた市町村の意欲的・積極的な取組が期待されます。

市町村から基本計画の認定申請を受理した内閣総理大臣は、認定基準に適合すると判断されるときに認定を行います。その際、基本計画に記載されている事業等については、本マニュアルV. 1. に従って当該事業等を所管する関係行政機関の長の同意手続を経て、認定を行います。

基本計画の作成段階から認定・変更等までの流れを、時系列に挙げると次のとおりとなります。

- ①事前相談
- ②基本計画の作成
- ③基本計画の認定申請
- ④関係行政機関の長の同意手続
- ⑤基本計画の認定
- ⑥認定基本計画の変更等

1. 事前相談

内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）は、地方支分部局を含めた関係府省庁との緊密な連携の下、一元的な窓口としての役割を担っています。基本計画の作成及び認定申請等について、事前の相談を広く受け付けていますので、ご活用ください。

相談に当たっては、電話や内閣府地方創生推進事務局ホームページ内のメール相談をご活用ください。

【電話相談】

内閣府地方創生推進事務局

（中心市街地活性化担当：電話 03-5510-2338）

【メール相談】

内閣府地方創生推進事務局ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/soudanform.html>

基本計画の認定申請に向けた事前相談にあたっては、以下のスケジュールを参考として、各種調整、手続及び基本計画策定期間を勘案のうえ、早めにご相談ください。

基本計画にかかる具体的な相談を行う場合は、計画の方針・目標・指標の考え方を整理していただくとともに、基本方針の第4章から第8章の事業のうち、活性化を実現するために重要となる取組事業を想定しておくことで効率的な調整ができます。

【参考：認定までの概略スケジュール（3月末認定の例）】

<認定を目指す前年度まで>

地域ニーズの把握、地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続、中心市街地活性化協議会の設置、内閣府や地方支分部局への事前相談等

<認定を目指す年度>

5月～6月：内閣府でのヒアリング

7月～11月：計画内容の調整、国の支援措置について地方支分部局と調整

12月 : 計画案の完成

1月～2月 : 関係府省庁調整、認定申請、関係府省庁協議

3月末 : 認定

※例年、3月末認定の他、市町村からの要望に応じて、6月及び11月頃の認定も行っています。

2. 基本計画の作成

基本計画を作成しようとするときは、客観的現状分析、ニーズ分析、過去の取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等）に対する評価に基づく事業等の集中実施、様々な主体の巻き込み、各種事業等との連携・調整等を図る必要があります。特に、住民等様々な主体の参加・協力を得て地域ぐるみで取り組むことが重要です。

また、以下に示す事項について、それぞれの主体の意見を聴かなければなりません。

①協議会が組織されている場合

基本計画に定める事項について、当該協議会の意見を聴取

②協議会が組織されていない場合

中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴取

3. 市町村に対する規定解釈等の回答制度について

市町村は法第9条第9項に基づき、基本計画に記載しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができます。

その際には、事業の内容や実施期間、解釈を確認したい規定の内容について極力明らかにし、書面または電磁的方法により確認を求めてください。

確認を求める規定が複数ある場合や、規定に係る関係行政機関の長が分からない場合には、事務局を通じて確認を求めることもできます。

4. 基本計画の認定申請

基本計画の認定申請に際しては、市町村から内閣総理大臣に対して、認定申請書、基本計画及び添付資料を提出する必要があります。基本計画に記載する事項は、法第9条第2項及び第3項各号に列挙されています。法第9条第2項各号の事項は基本計画に必ず記載し、法第9条第3項各号の事項については、基本計画へ記載するように努めてください。これらの具体的な内容や記載方法については、本マニュアルⅢ. で詳述します。

申請書の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、基本計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合等には、原申請を取下げ、基本計画を変更して再度申請していただきます。

5. 基本計画の認定

基本計画の認定に関する処分は、法第9条及び第10条並びに基本方針に基づいて行いますが、以下の点に留意してください。

なお、認定基準は、本マニュアルⅡ.において、支援措置等は、V.及びVI.において詳述します。

- ① 法第9条第10項各号に規定する認定基準を満たす場合にはすべて認定します。
- ② 申請した基本計画全体が認定基準を満たさない場合であっても、認定基準を満たさない部分を除外することで満たされる場合には、基本計画の必要な変更や一定の条件を付した上で認定する場合があります。例えば、申請基本計画に記載された事業について、関係行政機関の長の同意が得られない場合であって、当該事業を除いて認定基準を満たす場合等に、当該事業の箇所のみ申請書類からの削除があれば、残余の基本計画に対して認定を行うことがあります。

また、市町村からの削除がない場合でも、内閣総理大臣は当該事業を除外した上で認定を行うこともあります。認定基本計画の変更の認定についても同様です。

- ③ 認定に関する処分は、申請の受理から3月以内に行います。
- ④ 基本計画を認定した場合には、市町村に対してその旨を書面又は電磁的な方法により通知しますが、認定しなかった場合においても、その理由を付して通知します。
- ⑤ 認定の通知を受けた際には、遅滞なく都道府県及び基本計画の作成時に意見を聴いた協議会又は商工会若しくは商工会議所に対して、認定基本計画の写しを送付しなければなりません。同時に、公報及びインターネット等を通じて認定基本計画を公表しなければなりません。
- ⑥ 関係府省庁が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で措置されることから、必ずしも認定をもって要望どおりの支援を受けることができるものではありません。

6. 認定基本計画の変更

(1)内閣総理大臣による変更認定

認定基本計画に記載された内容を変更しようとする場合には、(2)に示す軽微な変更を除き、法第11条に基づき、内閣総理大臣による変更の認定が必要です。

特に、以下のような場合は、直ちに事務局に報告を行う必要があります。あわせて、速やかに認定基本計画の変更を検討し、変更が必要な場合には、変更の認定申請を行う必要があります。変更の認定申請が行われない場合は、後述の認定の取消しの手続に入ることがあります。

なお、これらの場合に、状況に応じて支援が留保されることがあります。

- ① 認定基本計画に記載された個々の事業又は措置が、実施できない状況が生じたとき。
- ② 認定基本計画における重要な前提条件と異なる状況が生じたとき。
- ③ 認定前にその事象が発生していれば、当該基本計画が認定されないような事象が発生したとき。

また、個別の事情に応じて認定基本計画の期間を延長して変更認定する場合もあり

ます。法第9条第2項第9号に基づき、基本計画の「変更」には「計画期間」の変更も含まれており、内閣総理大臣の認定が必要です。なお、計画期間は、おおむね5年以内を目安に、適切に設定するとしていることから、変更後の計画期間は6年を超えない範囲で設定してください。

(2)軽微な変更

変更の認定を要しない軽微な変更については、中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成18年内閣府令第77号）において次のとおり定めています。

- 1 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 2 基本計画に定められた事業及び措置の実施期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- 3 前2号に掲げるもののほか、基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、「基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、計画の変更に際して個別の申し出があった場合に、内閣総理大臣が具体の事情を勘案して判断します。

なお、軽微な変更を行った場合であっても、変更の内容等について、様式第3により事務局に届出を行ってください。

(3)市町村合併に伴う変更

市町村合併に際して、認定を受けた市町村の法人格が消滅する場合（新設合併により、新たな市町村となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、変更の認定申請を行う必要があります。一方、認定を受けた市町村の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）は、個別の判断によります。具体的には、以下のとおりです。

①認定を受けた市町村の法人格が消滅する場合

地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3月前から合併予定日までの間に速やかに、現に認定を受けている市町村名で法第11条に基づく変更の認定申請を行ってください。なお、変更の認定申請の方法等についてご不明な点がある場合はお早めにご相談ください。

②認定を受けた市町村の法人格が消滅しない場合

認定基本計画の記載内容に変更が生じない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

地域の名称に変更が生じた場合は、(2)に示す軽微な変更該当しますので、地方自治法第260条第2項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、様式第3により事務局に届出を行ってください。なお、認定基本計画の記載内容の変更の必要性についてご不明な点がある場合は、お早めにご相談ください。

(4)協議会への意見聴取について

認定基本計画の変更にあたり、協議会が組織されている場合には、変更の内容について意見を聴く必要があり、認定基本計画の「中心市街地活性化協議会に関する事項（本マニュアルⅢ. 9. (2)）」の更新が必要となります。

7. 新たな認定基本計画の作成について

認定基本計画の期間が終了した後、引き続き中心市街地の活性化に取り組む場合には、新たな基本計画を策定した上で、改めて申請し認定を受けることが可能です。

必要に応じ認定基本計画の期間と連続して新たな基本計画を開始することも可能ですが、認定基本計画について直近のデータ等を用いた検証を行い、その結果を踏まえたものとするなど求められます。

また、新たな基本計画の認定においても、基本方針に定める認定基準を全て満たす必要があるとともに、前回の認定基本計画における取組の進捗状況や終了時点での中心市街地の概要などについて綿密に分析を行ったうえで、新たな基本計画策定の必要性を明確化することが必要です（詳細については、本マニュアルⅡ. 及びⅢ. をご参照ください）。

認定基本計画の期間終了の1年前までを目途にご相談ください。

8. 認定の取消し

認定基準に適合しなくなった認定基本計画については、市町村からの報告等を踏まえた上で、認定の取消しや支援措置等の中止を行うことがあります。例えば、認定後、市町村自らが認定基本計画の内容に反する方針等を策定した場合、積極的に都市機能の郊外化を促進している場合には、認定を取消すことがあります。

9. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1)認定基本計画の進捗状況の把握

(a)フォローアップの目的と実施時期

市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（自己評価）を行うよう努めてください。

フォローアップには、計画期間中に実施する「定期フォローアップ」と計画終了後に実施する「最終フォローアップ」があります。「定期フォローアップ」は、自己評価の結果から必要と認められる場合に基本計画の見直しを行うことを主な目的としており、「最終フォローアップ」は、中心市街地活性化の取組に関する総合的な評価を目的としています。

市町村が行ったフォローアップは、報告書として各市町村のホームページ等で公表するよう努めてください。

(b)定期フォローアップ

中心市街地の現状、取組に対する協議会からの意見、市民意識の変化等の定性的な評価に加えて、目標指標ごとの目標達成の見通し及びその理由、実績データの推移、主要事業の実施状況、事業効果及び今後の対策といった定量的な評価を実施します。

なお、定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認

められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行わなければなりません。場合によっては、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めてください。

(c)最終フォローアップ

計画期間終了後の中心市街地の状況、取組に対する協議会からの意見、市民意識の変化等の定性的な評価に加えて、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題についても整理するよう努めてください。

また、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めてください。

(2)実績額の報告について

市町村は、基本方針の4章から8章までの事項で認定基本計画に位置付けられた全ての事業ごとに、事業費、その内訳（国・県・市費、その他費用）の実績額及び当該年度の進捗状況、今後の予定等について、指定された様式で毎年度速やかに事務局へ報告するものとします。

10. 「構造改革特別区域計画」及び「地域再生計画」との関係

中心市街地活性化のための取組を進めるに当たっては、市町村が目指す総合的な目標を達成するため、構造改革特別区域計画の特例措置及び地域再生計画の支援措置を活用することによって、より効果的な実施が可能となります。

このため、基本計画の認定申請と、構造改革特別区域計画及び地域再生計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、申請窓口の一元化等、認定手続を一体的に進めることとします。

また、地域再生計画と一体となって提出された基本計画については、地域再生計画の認定で、基本計画の認定があったものとみなされます。ただし、法第9条第2項第2号から6号までに規定する事業及び措置（同条第1項に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項を記載した地域再生計画の認定があったとき（作成された基本計画が法第9条第10項各号に規定する基準に適合するものである場合に限る。）に限り、詳しくは「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」をご参照ください。地域再生計画認定申請マニュアル（各論）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

なお、地域再生計画によるみなし認定においても、事前の調整や手続等が必要であるため、I. 1. に示すスケジュールを参考に基本計画を作成してください。

II. 基本計画の認定基準

基本計画の認定基準については、法第9条第10項各号（第1号基準から第3号基準まで）及び基本方針第2章. 3に規定されています。

第1号基準 [基本方針に適合するものであること]

基本計画が、基本方針の以下に示す各項目に定められた事項に則っているかどうかにより判断します。

- ①第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項
- ②第2章4. 基本計画の認定の手續
- ③第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
- ④第9章 第4章（法第9条第2項第2号）から第8章（同項第6号）までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
- ⑤第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
- ⑥第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

第2号基準 [当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること]

基本計画が、以下の項目に則っているかどうかにより判断します。

- ① 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。
地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、新たな事業等について記載する必要はありません。
- ② ①の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

市町村が計画する事業及び措置については、本マニュアルVI. に示す支援措置より、関係府省庁間の枠を超えワンストップで各々の関連施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで活用し、中心市街地の活性化を効果的に図られることが期待されます。

これらの事業及び措置により、計画期間内に中心市街地の活性化を実現するためには、個々の事業等の実施がどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていること、及びそれらの事業等の実施が計画全体としてどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていることが必要です。この点は、認定基準の中でも特に重要なポイントですので、詳細に記述することが求められます。

上記①において、合理的な理由が記載されていれば新たな事業の記載は求めないとしていますが、中心市街地活性化の基本的な考え方として法第1条にあるように「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することが基本計画作成の目的となっていますので、事項そのものの記載は必要です。

該当する章の「事業の必要性」において現状分析を精緻に行い、その結果、事業が一定程度完了し既に効果が現れている場合には、以下を参考に記載してください。

第4章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

- ・基盤整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等で活性化に資された実施事業を記載）が中心市街地において完了し、都市機能の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

第5章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

- ・教育文化・医療・社会福祉施設（文化・市民ホール、図書館、病院、介護老人保健施設等で活性化に資された実施事業を記載）が多数集積しており、質の高い多様なサービスが既に提供され、新たな事業等を必要としない。

第6章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

- ・住宅整備の竣工及び定住促進の展開（公共・民間住宅供給事業、まちなか定住促進事業等で活性化に資された実施事業を記載）の取り組みにより、既存ストックの活用が可能で、居住人口の維持・増加が見込まれることから、新たな事業等を必要としない。

第7章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

- ・商業の活性化のための事業等（商業施設整備、イベント開催等で活性化に資された実施事業を記載）に既に取り組み、経済活力の向上が図られていることから、新たな事業等を必要としない。

第8章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

- ・公共交通事業及び特定事業（LRT・BRT・コミュニティバス等の公共交通機関導入事業、交通ターミナルの機能強化、都市型新事業、流通や貨物の効率化事業等で活性化に資された実施事業を記載）に既に取り組み、利便性の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

第3号基準 [当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること]

中心市街地の活性化を実現するために行う事業等について、以下の項目に則っているかどうかにより判断します。

- ① 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。
- ② 事業等の実施スケジュールが明確であること。

基本計画の認定を受けた後、計画に基づく事業等が確実に実施され、中心市街地の活性化の実現に着実に繋がっていくことを担保するため、主体の特定状況と事業等の実施スケジュールについて判断するものです。

まず、①のうち、「事業等の主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指します。この場合は、基本計画に記載することについて、その主体と十分な調整がなされていることが前提です。

また、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば、次のようなものが想定さ

れます。

- ・実施しようとする事業等が過去繰返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況
- ・計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、まもなく特定されるような状況
- ・入札やコンペ等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

実施予定者として記載されている主体が実施主体に決定した場合は、速やかにその旨を報告してください。実施主体に変更が生じる場合は、変更の認定申請が必要となる可能性がありますので、速やかにその旨を報告してください。

次に、②の「事業等の実施スケジュールが明確であること」とは、基本計画が認定され、事業等が開始された後、中心市街地の活性化が実現されるまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。

なお、事業等実施のための関係者間調整が不十分である、許認可等が取得できないなど、事業等実施の見込みが明らかでないものについては、スケジュールが不明確なものとして扱います。

Ⅲ. 基本計画の作成要領

基本計画は、以下の構成で作成してください（様式第4〔基本計画標準様式〕参照）。

①基本計画の名称

原則として、認定申請を行う市町村の名称に続けて中心市街地活性化基本計画と記載してください。

（例）〇〇市中心市街地活性化基本計画

②作成主体

市町村の名称とともに都道府県名を記載してください。

③計画期間

おおむね5年以内を目安に具体的な期間を月単位まで記載してください。

（例）平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月まで（〇年〇月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
2. 中心市街地の位置及び区域
3. 中心市街地の活性化の目標
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
12. 認定基準に適合していることの説明

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

この項目は、基本方針の「第1章1. 中心市街地の活性化の意義」を踏まえ、以下の(1)~(6)について記載します。

(1)地域の概況

市町村要覧等を基に、地域の概要を記載してください。

- ・市町村の位置、地勢・気候
- ・市町村全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）
- ・市町村における中心市街地の歴史的・文化的役割

(2)地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

地域の現状等に関する客観的な把握・分析の状況について、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）による統計的なデータ等を基に記載してください。なお、原則として直近のデータを使用することとし、その把握が困難な場合には代替手法について検討する必要があります（特に、国勢調査や経済センサス等の毎年調査を実施しないデータ）。

統計的なデータ等として考えられるものは以下のとおりです。

①市町村全体、DID地区、中心市街地ごとに分けた人口動態等

- ・面積
- ・居住人口及びその推移
- ・年齢別人口
- ・居住者の世帯状況（家族形態）・世代構成及びその推移
- ・従業、通学の状況（昼間人口・夜間人口及びその推移、移動の際の交通手段）

②経済活力関係

○小売商業・対消費者サービス業・飲食業関係

[当該中心市街地の商業集積にとってターゲットとして考えられる商圏]

- ・地理的範囲
- ・世代構成、世帯構造等
- ・購買力
- ・当該商圏内の小売商業・対消費者サービス業・飲食業の総売上高、総店舗数、延べ床面積、総従業員数

[当該中心市街地の商業集積の状況]

- ・小売販売額、飲食業・サービス業の売上額及び商圈におけるシェア
- ・店舗数、延べ床面積、従業員数の現状及び推移及び商圈におけるシェア
- ・核店舗の状況及びその他の店舗業種構成
- ・商圈における当該中心市街地商業集積の吸引状況（業種別、最寄り品、買い回り品別）
- ・駐車場の数、収容台数及び稼働率

[同じ商圈をめぐり競合する商業集積や大規模集客施設の状況]

- ・所在地（地図を使用して、中心市街地との距離及び位置関係がわかるよう図示されたもの）
- ・小売販売額、飲食業・サービス業売上額
- ・店舗面積
- ・核店舗の状況及びその他の店舗の業種構成
- ・商圈における吸引状況（最寄り品、買い回り品別）
- ・駐車場の数及び収容台数

○中心市街地に存在するその他の産業関係

- ・中心市街地に存在する事業所数、従業者数
- ・中心市街地に存在する観光資源、観光入込数

○都市機能関係

[市町村内及び周辺の主要な公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等の状況]

- ・所在地（地図を使用して、中心市街地との距離及び位置関係がわかるよう図示されたもの）
- ・施設の規模及び機能
- ・利用者数等
- ・今後の移転計画等が検討されている場合はその見通し
- ・鉄道駅の乗降客数
- ・バス路線の状況（区間ごとの運行本数、区間ごとの利用者数）
- ・自動車保有状況、世代別・性別自動車免許保有状況
- ・主要道路及び主要交差点の自動車通行量、歩行者通行量
- ・中心市街地及びその他の市街地の地価、固定資産税課税額、店舗賃料、家賃の状況

(3)地域住民のニーズ等の把握・分析

地域住民のニーズ等の客観的な把握及び分析においては、アンケートやパブリックコメント等の手法が挙げられます。

具体的な調査として考えられるものは、以下のとおりです。

- ①地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地の満足度やイメージ、来街頻度・目的に関する調査
- ②地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地の公共公益機能、商業機能の利用状況の調査
- ③地域住民を対象にした中心市街地の都市機能（公共公益機能、商業機能等）への

ニーズ調査

④当該中心市街地の商業集積がターゲットとして考えている商圈内の消費者に対するニーズ調査

⑤地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地への居住ニーズ調査

(4)これまでの中心市街地活性化に対する取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画など）の検証

市町村独自の計画や直近の認定基本計画に基づく事業などをはじめとする中心市街地に関係する過去の取組に対する評価を行い、成果として考えられる点、反省すべき点が踏まえられているかについて記載してください。

①市町村独自の計画や直近の認定基本計画などの概要

- ・計画期間
- ・区域面積
- ・基本的な方針及び目標

②事業の進捗状況

- ・各事業の着手・完了状況
- ・計画期間内に変更した事業
- ・未完了又は未着手の事業に関する要因分析

③目標指標の達成状況

- ・各目標指標の実績値の推移と最新値の状況
- ・各目標指標の実績値に関する要因分析

④定性的評価

- ・計画期間前後における地域住民の意識の変化
- ・中心市街地活性化協議会の意見

(5)中心市街地活性化の課題

(1)～(4)の記載を踏まえ、中心市街地の活性化に当たっての課題を抽出し、整理してください。

(6)中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

基本計画において目指すべき活性化の方針について、過去の取組や中心市街地の現状等から、基本的な方向性を導出するまでの考え方を体系的に記載してください。記載にあたり特に留意すべき事項は、以下のとおりです。

なお、前回の認定基本計画に続く新たな基本計画は単なる延長ではなく、新たに認定を受ける計画であるという位置付けを踏まえ、前回の認定基本計画における取組の進捗状況、計画終了時点での中心市街地の概況等について綿密に分析を行った上で、新たな基本計画策定の必要性を明確化することが必要です。

- ① 「中心市街地活性化の課題」に掲げたものに対応した方向性となっているか。
- ② 「おおむね5年以内を目安に、適切に設定」される計画期間内に実現可能な内容となっているか。
- ③ 中心市街地内の地区別の方向性が明確になっているか。
- ④ 市町村の総合計画のように計画期間を超える長期的な視野ないしはビジョンを記載する場合には、それと整合性のとれた方針となっているか。

2. 中心市街地の位置及び区域

この項目は、基本方針の「第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)～(3)について記載します。

(1)位置

中心市街地を設定する上で、商圈、交通網、歴史・文化、地勢的關係により影響する周辺市町村を含めた範囲を図面により示し、これらとの關係を踏まえた位置設定の考え方を記載してください。

(2)区域

(a)区域設定の考え方

人口減少、高齢化、環境負荷低減等の諸課題に対応してコンパクトシティの実現を図りつつ、まち全体の活性化につながるような中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するためには、中心市街地の区域を適切に設定しなければなりません。

基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるに当たっては、都市全体の構造を見渡し、商業、業務、居住、福祉等の都市機能の集積状況等を踏まえ、歩いて暮らせる範囲を勘案し、限られた政策資源の重点化を図るにふさわしい区域を設定することが必要です。

更に、中心市街地の区域が都市計画法上の用途地域において、市街地の核となる商業地域が居住等の都市機能地域と整合が図られているか、土地利用計画の観点からも配慮することが必要です。

区域設定は、市町村の区域内の町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、対象となる土地の範囲を明確に特定するとともに、その設定の考え方についても記載してください。

また、それぞれの位置図・区域図については、地図を活用して明らかにすることが必要です。

(b)中心市街地の数

中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則的に一市町村に一区域として設定することが望ましいです。

しかし、市町村合併を含め、まちの長い発展の歴史を通じて、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が同一の市町村内に複数存在する場合があります。こうした市町村では、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ、総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要であることが考えられるため、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができます。

また、同一の市町村内にあっても、地域によって異なる課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定したほうが適当である場合は、当該複数地域の役割分担を明確にしつつ、中心市街地ごとに別々の基本計画を作成することも可能です。

当該市町村が周辺市町村と商業や医療などにおいて密接に関連し、各々の中心市街地がこれらの機能を連携して活性化を図る場合は、市町村毎の事業及び措置を一

体的に判断して認定手続を行うこととします。

(c)中心市街地の規模の考え方

中心市街地の区域は、市町村ごとに諸機能の集積の実態を踏まえ設定しますが、その規模は前述にもあるように「歩いて暮らせる範囲」を勘案しつつ、「限られた政策資源の重点化」を図る規模としてください。

中心市街地の活性化は、都市機能事業と商業機能事業が連携して図られるものであり、これら事業との関連性が認められない区域は、総合的に活性化の施策を展開する認定区域としての必要性に欠けます。

特に、前回計画完了後に新たな計画を策定する場合、目的が果たされているエリアについて施策を適用しないのであれば、活性化の重点投資を図る意味でも規模の見直しについて検討されるべきです。

(3)中心市街地の要件に適合していることの説明

(a)各要件の記載内容

中心市街地として法第2条第1号から第3号(基本方針第3章1)の要件を満たしていることをRESASによる具体的かつ客観的なデータ等を用い、その根拠について記載してください

(ア)第1号要件(当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること)

中心市街地における小売販売額、飲食業・サービス業の売上額、店舗数、延べ床面積、従業員数の現状・推移及び商圈におけるシェア等の統計的なデータにより、商業の集積状況を把握・分析を行うとともに、主要な公共施設、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等の立地状況及び鉄道・バス等の公共交通機関の集積状況についても把握・分析を行い、市町村の中心市街地であることを説明してください。

(イ)第2号要件(当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。)

中心市街地における人口、小売販売額、飲食業・サービス業の売上額、店舗数、空き店舗数、延べ床面積、従業員数、歩行者・自転車通行量等の統計データの傾向により、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、あるいは生ずるおそれがあると認められる市街地であることを説明してください。

この傾向は、中心市街地において当該事象の傾向が現れた時期から現時点までを示し、その全体的な傾向とその要因及び局所的な変化の要因の概要についても記載してください。

(ウ)第3号要件(当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。)

市の総合計画や地方版総合戦略、都市計画マスタープラン等における中心市街地の位置づけ及び整備方針を確認し、中心市街地の活性化施策が当該市町村全体

の活性化や周辺市町村へも波及することを説明してください。

(b)複数拠点を一体区域とする要件の適合

基本方針の第3章2(1)に示すように、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数ある場合、一体の区域とみなした中心市街地として設定できるとしています。

この一体となった区域全体として、法第2条第1号から第3号(基本方針第3章1)の「中心市街地」の要件を満たす必要があります。更に、各拠点における中心的な役割としての具体的な要件の判断に当たっても、各要件の趣旨を踏まえ以下に適合している必要があります。

(7)第1号要件に対する各拠点の考え方

複数拠点が一体となった区域全体として、「市町村の中心としての役割を果たしている」と言えるためには、拠点のいずれかが市町村の副次的拠点という位置づけではなく、各拠点いずれもが、たとえ拠点の性格・機能は異なることがあつたとしても、同等の「中心」性を有するものであることを要します。

また、いずれの拠点にも、商業機能と都市機能の集積が存することは必要ですが、集積の程度が同等であることまでは要しません。

(4)第2号要件に対する各拠点の考え方

複数拠点が一体となった区域全体として、「機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生じるおそれがある」と言えるためには、拠点のいずれかでは衰退が認められないということではなく、各拠点のいずれもが程度の差はあれ、衰退している、又はそのおそれがあると認められることを要します。

したがって、土地利用の状況や商業活動の状況などの客観的データから、拠点ごとに衰退性について精査することが必要です。

(7)第3号要件に対する各拠点の考え方

複数拠点が一体となった区域全体での活性化の推進が「市町村及び周辺の地域の発展にとって有効かつ適切」と言えるためには、個々の拠点での取組を個々に分けて要件の適否を精査する意味はないと考えられます。

したがって、第3号要件については、複数拠点を一体の区域の取組全体として判断できます。

また、法の趣旨からしても重点的な支援策を講ずるべき「中心市街地」は、効率的かつ効果的な投資の観点で、複数拠点を一体の区域とするにしても、いたずらに広くなることは望ましくありません。

このため各拠点の一体性としては、効果的な社会経済活動が相互連携により図られている人的交流の実態、距離的かつ位置的な関係等を踏まえつつ、これらの活動が利便性の高い公共交通で、都市機能を発揮すべく利用実態を十分に有している状況等の総合的な観点から設定されていることが必要となります。

3. 中心市街地の活性化の目標

この項目は、基本方針の「第1章2. 中心市街地の活性化の目標」を踏まえ、以下の(1)~(4)について記載します。

(1)中心市街地活性化の目標

前述の1.(6)に示された活性化の方針に合致した目標を設定してください。

また、地域の実情、ニーズ、これまでの取組から導き出された基本的方向性との関係性について、実施される事業も踏まえ記載してください。

(2)計画期間の考え方

中心市街地の活性化を実現するための取組期間を計画期間として定めてください。計画期間は、事業を開始する時期から、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現される時期を考慮し、おおむね5年以内を目安に1月単位で設定してください。取り組む事業が国・県などの助成制度を活用しており、また関係自治体による事業も多いことから、これらの効果を予算年度の期間全般に亘って発揮させるためにも、最終年月は年度末とすることが望まれます。

なお、後述の4.～8.において取り組む社会資本総合整備計画等の事業の実施期間は、計画期間を超えて設定することができます。この場合、当該事業が計画期間内に中心市街地の活性化に対して効果が発現されるものでなければなりません。

(3)目標指標の設定の考え方

(a)定量的な指標の設定

設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略等との整合を図りつつ、歩行者通行量、居住人口の社会増加数、新規出店数、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定してください。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。

また、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ（利用者数等）、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量（乗降客数等）、公共公益施設の維持管理コスト等の指標について、上記の数値目標と併せて活用することも考えられます。

中心市街地活性化の基本方針に沿った効果を、これら数値目標の達成状況から把握するには、複数の目標指標を適切に組み合わせることで総合的に判断することができます。

<目標指標の設定に当たっての留意事項>

目標指標の設定に当たっては、**SMART** (**S**pecific、**M**easurable、**A**chievable、**R**elevant、**T**ime-bound) の考え方を参考に、以下の事項に留意して設定してください。

① 明確かつ具体的であること (Specific)

基本計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な目標指標は避けるようにしてください。

② 測定可能であること (Measurable)

設定する目標指標は、原則、毎年フォローアップを行ない、かつ、計画期間

内に達成されたかどうか判定することを前提に、毎年計測できる指標を設定してください。

また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的な計測が可能な指標となるようにしてください。

③ 達成可能であること (Achievable)

明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。

④ 整合的であること (Relevant)

基本方針に掲げる「中心市街地の活性化の意義及び目標」や地方版総合戦略に掲げる基本目標との整合性を勘案しつつ、設定する目標指標と基本計画の事業との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。

⑤ 期限が明確であること (Time-bound)

各目標指標について、計画期間内に達成する旨を明確に記載してください。

<目的に応じた目標指標の設定例>

○にぎわいの創出	
歩行者通行量、観光客数、公共公益施設利用者数	等
○街なか居住の推進	
居住人口の社会増加数、市全体に占める中心市街地の居住人口の割合 居住人口	等
○経済活力の向上	
新規出店数、空き店舗数、小売販売額・サービス売上高、事業所数 従業者数	等
○公共交通の利便の増進	
バス等の利用者数	等

※いずれの目標指標も中心市街地に範囲を限定して測定する必要があります。

(b)目標数値の設定

基本計画の事業実施が全体として中心市街地の活性化の実現に寄与するものであり、後述の4.～8.の各事業の効果との整合性を踏まえながら、目標数値を合理的な手法で算定してください。

また、数値目標の推計をより高い精度のものとするためにも、個々のデータ等の根拠や考え方について示すとともに、基準値に目標指標のトレンドを反映するなど、社会経済情勢などの変化も考慮の上、設定してください。

<目標数値設定の記載例>

目標指標	基準値 (平成 28 年)	推計値 (平成 33 年)	目標値 (平成 33 年)	事業による 増加数

新規出店数	10 件	8 件	30 件	22 件
<p>①目標年度の推計値 平成 22 年以降の数値に基づくトレンドの推計を行い、8 件を推計値とした。</p> <p>②事業による効果</p> <p>ア 市街地再開発事業による効果 平成 31 年に市街地再開発事業では商業施設に〇〇件の店舗が整備されることから、〇〇件の新規出店が見込まれる。 <u>算出根拠となる計算式を記載</u></p> <p>イ 創業支援事業による効果 平成 29 年度に創業支援センターを開設し、創業相談の実施、創業塾の開催、空き店舗の情報提供等により、毎年〇件の出店が見込まれることから、5 年間で〇〇件の新規出店が見込まれる。 <u>算出根拠となる計算式を記載</u></p> <p>ウ 空き店舗改修支援事業による効果 平成 29 年度から実施する空き店舗改修支援事業について、毎年〇件の利用が見込まれることから、5 年間で〇〇件の新規出店が見込まれる。 <u>算出根拠となる計算式を記載</u></p>				

<p><目標数値の設定及び測定に当たっての留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画に記載した方法に従って測定することとし、調査地点や調査期間、集計方法等の測定方法について、基準値と実績値が同一の方法で測定されるようにしてください。 ・国勢調査や経済センサス、商業統計等については、計測頻度が毎年ではないこと、また、調査から公表まで時間がかかることに留意してください。これらは推移の分析や将来予測には有用ですが、目標数値の設定にそのまま使用すると毎年のフォローアップが困難となります。これを補完する方法としては、住民基本台帳等の他のデータを活用することや、中心市街地に限定した独自調査を実施することなどが考えられます。 ・事業実施により効果が得られる時期と目標数値の測定時期の整合性に留意してください。 ・歩行者通行量等の限定された日時で測定するような指標については、天候やイベントの有無に左右されるため、複数日に測定して平均値を算出することや予備日の設定など、毎年同じ条件下で測定されるようにしてください。 ・小売販売額等について、大型商業施設等の限られた施設へのアンケート等により、当該施設の販売額等を把握し中心市街地内の小売販売額等を推計する方法は、当該施設に閉店等の事態が生じた場合に推計できなくなるおそれがあるので注意が必要です。
--

(c)その他指標の取扱い

数値目標の設定や達成状況を的確に把握するために、地域住民の意識等をアンケート等による社会調査の手法を利用して補完することもできます。

また、前回計画の指標を継続的に把握しておことで複合的な効果を示すことができる指標、目標数値の積み上げの根拠に不確定要素はあるものの副次的に把握しておくべき指標を参考的に用いることもできます。

この場合も目標値を定め、かつ毎年計測や推計を行うことで、きめ細かく中心市街地活性化の効果が把握できるとともに、基本計画実施に係る説明責任を果たす上でも役立てることができるともできます。

(4)フォローアップの時期及び方法

フォローアップの時期、方法について記載してください。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第4章 中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1)市街地の整備改善の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確にしてください。

(2)具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、商業、業務、居住等の都市機能の集積及び再配置を進める面整備事業として土地区画整理事業及び市街地再開発事業、公共の用に供する施設の整備事業として道路、公園、駐車場、下水道の整備事業のほか、河川、広場、歩行空間、電線類地中化、自転車駐車場等の整備事業、連続立体交差事業、民間都市開発事業等が挙げられます。

支援措置等の種類による区分（以下「区分」という。）（※）ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルVI. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

(下記①～③は、「5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までの事業及び措置について同様の取扱とします。)

①区分 (※)

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

(4)国の支援がないその他の事業

②事業等の実施区域については、原則として、その全部又は一部が基本計画に定める中心市街地の区域に存するものとし、中心市街地の区域外で行うものについては記載しないものとします。

③事業及び措置の実施箇所は、様式第4の「◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所」に地図を活用して示してください。

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第5章 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1)都市福利施設の整備の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確にしてください。

(2)具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等の整備事業が挙げられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルVI. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

この項目は、基本方針の「第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1)街なか居住の推進の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確にしてください。

(2)具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、街なか居住の推進のための事業（住宅の供給と一体的に行う居住環境の向上のための事業を含む。）として、中心市街地共同住宅供給事業、街なか居住再生ファンド、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、地域住宅計画に基づく事業等が挙げられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルVI. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

この項目は、基本方針の「第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項」及び「第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1)経済活力の向上の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確にしてください。

(2)具体的事業の内容等

本事項で対象となる事業としては、中心市街地における中核的な商業施設、商業基盤施設の整備、地域全体の望ましいテナントミックスの実現、子育て支援、介護、教育等を通じた地域コミュニティの活性化に寄与する空き店舗の活用、既存店舗・商店街のリニューアル、新業態・新サービスの開発や製・配・販のネットワークの構築、電子商取引の導入促進、商店街等の情報化、効率的な物流システムの構築等の多様な事業等が考えられます。法において経済活力の向上のための事業及び措置として規定されているものは、①中小小売商業高度化事業、②特定商業施設等整備事業、③民間中心市街地商業活性化事業、④中心市街地特例通訳案内士育成等事業、⑤大規模小売店舗立地法の特例措置等がありますが、これらの他に地域の主体的な取組が、幅広く基本計画に盛り込まれることが望ましいと考えられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルVI.に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第8章 第4章から第7章までの事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1)公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確にしてください。

(2)具体的事業の内容

本項で対象となる事業としては、公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業、特定事業及び措置があります。

公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業としては、地下鉄、新交通システム、LRT等の整備、運行ダイヤの改善、バスの走行環境の改善、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等の整備、BRT等の導入、駅前広場の整備、連続立体交差事業や橋上駅等による交通結節点の機能の強化等が挙げられます。

また、特定事業及び措置としては、法に定める、①中心市街地における都市型新事業の立地促進を図るための施設を整備する事業、②中心市街地における食品の流通の円滑化を促進する中心市街地食品流通円滑化事業、③乗合バスの利用者の利便の増進

のための事業、④貨物運送効率化事業及び⑤道路の占用の許可基準の特例措置が挙げられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルⅥ. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

この項目は、基本方針の「第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)～(3)について記載します。

(1)市町村の推進体制の整備等

中心市街地の活性化のために行われる様々な取組が、総合的かつ一体的に進められるようにするため、市町村の行政担当部局間の連携を密に図ることが必要です。

また、市町村の担当部局間のみならず、地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者といったまちづくりの関係者間で目指すべき中心市街地の在り方（理念）の共有が重要であることから、こうした関係者が情報交換や濃密な議論を行うことで、相互連携を図り、効果的かつ効率的に取組を行うことが求められます。

ここでは、以下について記載してください。

- ① 市町村に中心市街地活性化を担当する関係部局を統括する組織（中心市街地活性化対策室など）を設置しているかどうか。設置している場合の要員状況及び専任職員の配置状況。
- ② 市町村の中心市街地活性化関係部局で構成される庁内の連絡調整のための会議等を設置しているかどうか。設置している場合の活動状況。
- ③ 市町村議会における中心市街地活性化に関する審議の内容。
- ④ 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場を設置している場合の構成員、会議開催状況及び議事概要。

(2)中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地の活性化に向けて多様な主体が活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的な取組が行われるよう、中心市街地ごとに協議会を組織することができます。

組織された協議会を実質的な議論の場として活用するには、基本計画の策定のみならず、フォローアップを通じた認定基本計画の見直しにおいても積極的な運営が図られることが必要です。また、協議会は、市町村の基本計画に対して意見を述べるだけでなく、協議会自ら市町村に提案を行い、濃密に議論を交わし、主体的かつ積極的

に各主体が一体になって中心市街地活性化に向けて取り組んでいく必要があります。

こうした観点を踏まえ、部会などの専門的事項を検討する場を設け各主体の意見が出やすい環境づくりを行うことも有効です。一方、市町村は、基本計画策定及び認定基本計画の見直しに対する協議会の意見を尊重して基本計画の策定・見直しに取り組むことが重要となります。

更に、協議会の運営は第三者の傍聴を認めることや議事録を公開するなど、透明性が確保されていることに加え、議題が十分な時間的余裕をもって通知されるなど、公平性が確保されていることが重要です。

ここでは、以下の項目について記載してください。

①協議会の概要（設立日、組織、役割等）

②構成員及び開催状況（開催日、議題、議事概要、議決状況等）

※運営幹事会や部会なども含む。

③法第 15 条各項の規定に適合していること

④基本計画の作成に際して協議会から提出された意見書

※認定基本計画の変更の際にも、変更の内容について意見を聴く必要があります。この場合、開催状況の欄に当該変更申請に係る協議を実施した旨を記載してください。

⑤協議会の規約

※協議会の目的及び運営体制を明確にするためにも、規約として以下の事項を定めることが考えられます。なお、協議会の概要にこれらの内容が記載される場合は規約の記載あるいは添付は任意とします。

- ・協議会の目的に関する事項
- ・協議会の構成員たる資格の得喪に関する事項
- ・協議会の運営に関する事項（会議の招集、定足数、議案及び議事進行、議事録作成、財務・会計）
- ・協議会の事務局に関する事項
- ・協議会の解散に関する事項
- ・規約の改正に関する事項

(3)基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(a)客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の活性化には、地域が必要とする取組を重点的かつ集中的に実施することも重要です。そのためには、地域の現状等に関する統計的なデータや地域住民ニーズ等を RESAS 等によって客観的に把握し分析する必要があります。

ここでは、本マニュアルⅢ. 1. (2)～(4)で記載した中心市街地に関わり影響してきた過去の取組に対する評価、地域の現状等に関する統計的データ、アンケート調査等から得られた地域住民のニーズに基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業が位置付けられているか（基本計画への反映状況）を記載してください。

(b)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

基本計画の作成段階から事業の実施に至る全体の過程において、協議会のみなら

ず、地域住民等の様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組むことが重要です。

ここでは、以下のような事項について記載してください（協議会での取組を除く）。

- ・地域住民等を対象とした中心市街地活性化に関する啓発活動（例えば、シンポジウム、パブリックコメント、広報等情報提供）の実施状況
- ・地域住民等を対象とした協議・検討の場（例えば、住民説明会、ワークショップ、タウンミーティング）の設置状況及びその実施状況
- ・地域住民等が中心となったまちづくりやイベント等に関する活動状況

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

この項目は、基本方針の「第 10 章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)～(4)について記載します。

(1)都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地の活性化を図るためには、都市機能を街なかに集積させることが必要であることから、都市機能の集積のための方針や、郊外での開発を抑制し中心市街地への投資の重点化を図っていく考え方などについて記載してください。

(2)都市計画手法の活用

基本計画の認定にあたっては、三大都市圏（※）及び政令指定都市を除く地方都市については、当該市町村内におけるすべての準工業地域（準工業地域以外の用途に変更されるものを除く。）における大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区等の都市計画決定及び必要な条例の整備が行われることが条件となっていることから、これに関連して講じた措置（都市計画及び条例の概要等）等の都市計画等に関する事項について記載してください。

なお、特別用途地区内における用途の制限に関する条例は、都道府県が定めることも可能であるため、大規模集客施設の立地の制限に係る条例を都道府県が定めた場合、市町村はこれを活用して、都市計画決定のみにより制限を行うことも可能です。

※「三大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）に定められた都市整備区域のこと。

(3)都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

都市機能の集積という観点から認定の際に確認を行うため、以下の事項について記載してください。

- ① 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況（敷地面積、延べ床面積、経過年数、利用状況等）
- ② 申請市町村内の庁舎などの行政機関、病院や学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画がある場合は、その状況
- ③ 申請市町村及びその周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画がある場合は、その状況

(4)都市機能の集積のための事業等

前述の4.～8.に記載した事業等のうち、都市機能の集積に資すると考えられる事業等について再掲してください。

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

この項目は、基本方針の「第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項」を踏まえ、以下の(1)～(3)について記載します。

(1)基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げる事業等が、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものであることに関する説明を記載してください。例えば、以下に該当する場合には、その内容を記載してください。

- ① 当該個別事業等に関連した実践的・試行的な活動をこれまでに行ったことがある場合には、その活動の内容や結果等
 - ② 実行可能性についての調査を行ったことがある場合には、その内容や結果等
- また、その他に留意した点や創意工夫した点があれば、記載することができます。

(2)都市計画等との調和

基本計画に基づく各種の事業等が都市計画に定められている場合には、都市計画、市町村マスタープランに適合するとともに、地域公共交通網形成計画、その他の法令に基づく種々の計画との調和が保たれていることについて、それら計画の方針や目的等の部分について、抜粋するなどにより確認できるように記載してください。

なお、市町村合併等により、市町村の従前の都市計画等が存在するが改定作業に着手している場合又は新たな都市計画等の策定作業を進めている場合は、その時点で決定されている方針を記載してください。ただし、認定申請後又は認定後に、都市計画等の変更内容が明らかになり、これに沿って、申請した基本計画又は認定基本計画の内容を変更しなければならない場合には、速やかに変更手続をしてください。

(3)その他の事項

(a)環境・エネルギー等への配慮

中心市街地及び周辺地域における各種事業等が、ヒートアイランド対策の観点からの配慮、大気汚染の防止、騒音及び振動の防止等の良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に配慮している場合には、その内容を記載してください。

また、低炭素まちづくりや省エネルギー、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築などの取組との連携を図っている場合には、その内容を記載してください。

(b)国の地域活性化施策との連携

都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市など国の地域活性化施策を併せて活用する場合には、当該施策との連携による効果的な実施を図る観点から、当該施策の活用・連携方策について記載してください。

(c)都道府県との連携

大規模小売店舗等の郊外への立地が進む状況において、中心市街地活性化を図る

には、商業機能をはじめとする様々な都市機能を中心市街地において維持・向上させるための規制・誘導策を含めた取組が重要です。

しかしながら、ある市町村において中心市街地活性化のために大規模小売店舗の立地規制を行う一方で、その隣接市町村で地域雇用創出等のために大規模小売店舗を誘致する等、市町村間の政策の違いによって中心市街地活性化に取り組む市町村の政策効果が限定的になってしまう場合があります。

こうした課題に対応し、広域自治体である都道府県において、大規模小売店舗を適正に立地誘導するための条例や指針等の制定により、一定の施策の効果が出ている事例もあります。

都道府県は、市町村の求めに応じて広域自治体として広域的観点から市町村相互間の整合性確保と連携促進を図るために、単に適切な指導・助言を行うだけでなく、協議会等の意向等を踏まえ市町村の求めに応じて、積極的に広域的な調整を行うことが望ましいです。

このような中心市街地における取組の実効性を高めるため、都道府県による広域的観点からの市町村相互の整合性確保や連携促進を図る施策や留意事項等がある場合には記載してください。

(d)法令の遵守

法令を遵守する必要があることはいうまでもないことですが、この点について特段の留意事項がある場合には記載してください。

12. 認定基準に適合していることの説明

ここには、三つの認定基準をさらに区分した項目ごとに、認定基準に適合していることの説明を、確認する意味で記載します。記載の仕方は、既述の内容の引用や記載場所の指示等で構いません。

IV. 認定申請手続

1. 認定申請に必要な書類

(1)中心市街地活性化基本計画認定申請書（様式第1-1～1-4）

中心市街地活性化基本計画と同時に、構造改革特別区域計画、地域再生計画の認定申請を行う場合は、様式第1-2から第1-4のいずれかの様式を用いてください。

(2)中心市街地活性化基本計画（様式第4）

(a)紙媒体による提出様式

通しのページ及び目次を付し、製本せず用紙の左側に2つ穴を開けて（所要事項に穴がかからないよう注意してください。）紙ファイル等で綴じ、ファイルの表及び背に基本計画の名称を記してください。

(b)電子媒体の取扱い

認定申請には、基本計画の電子媒体をあわせて提出してください。

なお、認定日にあわせ、市町村のホームページにて公表してください。この場合、事前に公表するアドレスを事務局に連絡してください。

(3)添付資料

(a)中心市街地活性化基本計画のみの認定申請の場合

添付資料については、一覧を作成し、まとめるようにしてください。

①中心市街地の区域等を示す計画図

基本計画様式の区域図等に加えて、以下の要領に従った計画図を添付してください。

- ・原則、縮尺1万分の1程度の地図を使用してください。

なお、国土地理院刊行の縮尺1万分の1の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は、切れ目なく貼り合わせたものとしてください。

- ・当該地図に、中心市街地として指定する区域（区域の外周を黒い太線で示すこと）、基本計画に記載された個別事業等の行われる場所（事業ごとに異なる色（黒、青及び赤以外の色）を用いること）を点・線・面で示してください。

なお、色の使用については、別途個別の指示をすることがあります。主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面、商業施設については赤い点・線・面で示すこと）等を示すことにより、事業等が一覧できるように図示してください。

②中心市街地の第1号要件に該当していることを示す書類（様式第4 2. [3] 関係）

当該中心市街地における小売商業、各種事業所、公共公益施設の店舗数、施設数、床面積等の割合が、他の地域と比較して高いことがわかるよう、必要なデータ等を添付してください。加えて、当該中心市街地の商圈及び通勤圏の区域図、商圈人口及び通勤圏人口の推移がわかるデータがある場合には、それらも添付してください。

③中心市街地の第2号要件に該当していることを示す書類（様式第4 2. [3] 関係）

土地の利用状況や当該中心市街地における空き店舗数（又は率）、空き地面積の推移、事業者数や従業員数等の推移が分かるよう、必要なデータを添付してください。

④中心市街地の第3号要件に該当していることを示す書類（様式第4 2. [3] 関係）

⑤協議会等から聴取した意見（法第9条第6項、様式第4 9. [2] 関係）

⑥関係府省庁の長の同意に際して、関係府省庁から提出が求められている書類等

⑦市町村の推進体制を示す書類（基本方針第9章1. (1)、様式第4 9. [1] 関係）

⑧協議会が組織されている場合のみ）協議会の規約、構成員一覧、議事の概要（法第9条第6項、基本方針第9章1. (2)、様式第4 9. [2] 関係）

⑨都市計画図

⑩コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化について、公表されている市町村

の方針等（市町村マスタープラン、総合計画その他当該市町村の開発・まちづくりに関する公式に採択された、若しくは公的機関で審議中の計画その他の政策文書、条例等）（基本方針第10章及び第12章、様式第4 10. 及び11. 関係）

- ⑪「客観的現状分析」「地域住民のニーズ等の客観的把握・分析」を申請市町村において行った際に使用した主な統計的なデータ（基本方針第9章2. ①、様式第4 9. [3] 関係）
- ⑫現在中心市街地の区域内に立地している公共公益施設について、その移転計画がある場合は、当該計画に関する資料（基本方針第10章、様式第4 10. 関係）
- ⑬その他必要な書類

(b)中心市街地活性化基本計画と同時に、構造改革特別区域計画、地域再生計画の認定申請を行う場合

中心市街地活性化基本計画に関する添付資料の他、構造改革特別区域計画、地域再生計画に次の資料を添付してください。

次の資料を添付してください。

①区域の図面

構造改革特別区域（特区）又は地域再生計画（地域再生）に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図

- ・特区又は地域再生の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。付録1のうちモデル添付書類の「地図A」又は「地図B」を参考にしてください。
- ・2種類の図面が定められています。
 - i. 特区又は地域再生の範囲が市域、県域等の行政区と一致する場合は、単に行政区画を表示した図面で足りることとします。
→→→ 地図Aを添付
 - ii. 特区又は地域再生の範囲が市域、県域等の行政区と異なる場合は、行政区の一部を切り取って特区又は計画の範囲とする場合は紛れがないように、方位、縮尺、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。
→→→ 地図Aに加えて、地図Bも添付

②工程表

（構造改革特別区域計画又は地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書）

- ・3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類の「工程表」を参考にしてください。
- ・ここには、事業（関連事業を含む）ごとの工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。
- ・工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章でも記述してください。

- ・個別の事業の工程については、少なくとも、次の点について記述してください。
 - i. 当該規制の特例措置又は支援措置等の適用が開始される日
 - ii. 特区計画又は地域再生計画の認定後に特例措置又は支援措置等に基づく許認可が行われる場合には、当該許認可申請を行う見込みの日
 - iii. 特例措置又は支援措置等に基づく事実行為が実際に開始される日

③構造改革特別区域関係の資料（構造改革特別区域計画を申請する場合）

(a)実施主体の特定の状況

規制の特例措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

- ・特区計画に記載される「規制の特例措置を受けようとする者」の内容を補完して、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類の「実施主体」を参考にしてください。
- ・ポイントは次のとおりです。
 - i. 既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。
 - ii. 主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体の特定までのスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す特区内における同種の事業の実績等を記述してください。

(b)関係者の意見

（構造改革特別区域法第4条第4項の規定に基づき聴いた意見の概要）

- ・意見を聴いた主体の名称、意見を聴いた日時、意見を聴いた方法、意見の概要、意見に対する対応について記載してください。

(c)特定事業の実施予定者からの提案（計画を作成する地方公共団体へのもの）

構造改革特別区域法第4条第5項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

- ・提案を行った主体の名称、提案が行われた日時、提案の内容、提案に対する対応について記載してください。

(d)同意要件に関する資料

（その他内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類）

内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した添付書類としては、原則として、基本方針別表1で「同意の要件」が設定されている特例措置に限って、次のものを認めています。

- ・弊害を防止する措置としての安全確保策の安全性を立証するための実験データ、文献等
- ・特区計画の認定申請として定められている事前手続が行われたことを示す書類

④地域再生計画関係の資料（地域再生計画を申請する場合）

(a)地域再生協議会の議事概要

地域再生法第5条第9項の規定（地域再生協議会における協議）により協議をした場合には、当該協議の概要を記載した資料を添付してください。

(b)その他必要資料

地域再生計画に記載する支援措置により必要書類が異なるため、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)、(総論)を確認ください

2. 認定基本計画の変更の認定申請に必要な書類

- ①中心市街地活性化基本計画の変更の認定申請書(様式第2)
- ②変更後の中心市街地活性化基本計画(様式第4)
- ③変更点がわかる新旧対照表
- ④必要な添付資料

3. 書類の書式

位置図、区域図等を除き、A4縦の用紙に横書きとし、12ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。

また、両面コピーと片面コピーの混在は、なるべく避けてください。

V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等

1. 関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は、市町村から申請のあった基本計画について認定をしようとするときは、下記により関係行政機関の長の同意を求めます。

具体的には、法第9条第2項第2号から第8号に掲げる事項として基本計画に記載された支援措置のうち、認定による効果が生じる法に定める特別の措置(2.(1)に示すもの)及び認定と連携した支援措置(2.(2)に示すもの)が記載されている場合には、内閣総理大臣は期限を付して関係行政機関の長に同意を求めるとし、認定による効果が生じない中心市街地の活性化に資するその他の支援措置(2.(3)に示すもの)については、関係行政機関の長の同意を求めませんが、市町村の求めに応じて関係行政機関に対して情報提供を行います。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性等の観点から同意を行います。

基本計画に記載する事業等を選定する際には、当該事業等を所管する関係行政機関の長の同意がない場合は、認定の対象とならないことを踏まえ、事前に関係行政機関との十分な調整を図ることが必要です。

なお、関係行政機関の長が認定に同意しなかった場合においては、その理由を申請市町村に対して通知します。

2. 認定と連携した支援措置等

(1)法に定める特別の措置

法第4章に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることのほかに要件を定めていないものについては、基本計画の認定を受けることにより活用することが可能となります。

また、同章に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることのほかに要件を定めているものについては、基本計画の認定に加えて、当該要件を満たすことにより活用することが可能となります。

(2)認定と連携した支援措置

政府の支援措置のうち、認定と連携した支援措置は、以下に示すとおりです。

①認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和されるなどの措置を講ずるものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となります。

なお、当該支援措置を活用するに当たっては、別途、支援措置の要件等を満たすことが必要です。また、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うこととなります。

②認定と連携した重点的な支援措置

政府の支援措置のうち、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置で、認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となります。

なお、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うこととなります。

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

前述の(1)及び(2)に該当しない政府の支援措置についても、中心市街地の活性化に資する取組である場合には、(1)及び(2)に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進することが重要です。

このため、これらの支援措置を活用する取組についても基本計画に記載してください。関係府省庁は、効果的かつ効率的な実施がなされるよう必要な支援を行うよう努めます。

なお、広く中心市街地の活性化に資する取組として有効であるものについては、積極的に実施してください。

VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等

1. 支援措置一覧

※ 国土交通省の支援措置を受ける場合は、別添「国土交通省の支援措置に係る記載」を参考に支援内容を記載して下さい。

(1) 法に定める特別の措置

A. 市街地の整備改善

(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	4 0
(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第17条）	国土交通省	4 1
(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）	国土交通省	4 2

B. 都市福利施設の整備

(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	4 2
-----	-----------------------------------	-------	-----

C. 街なか居住の推進

(ア)	中心市街地共同住宅供給事業（法第22条～第34条）	国土交通省	4 3
(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第35条）	国土交通省	4 3
(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	4 4

D. 経済活力の向上

(ア)	中心市街地特例通訳案内士育成等事業（法第36条）	国土交通省	4 4
(イ)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第37条・第38条）	経済産業省	4 5
(ウ)	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第42条）	経済産業省	4 6
(エ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条）	経済産業省	4 7
(オ)	中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）	経済産業省	4 7
(カ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第7項、第48条）	経済産業省	4 8
(キ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第8項、第48条関係）	経済産業省	4 9
(ク)	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条第13項、第50条関係）	経済産業省	5 0

(ケ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項）	経済産業省	5 2
(コ)	中小企業信用保険法の特例（法第53条）	経済産業省	5 3
(サ)	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）	経済産業省	5 3

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第1号、第48条）	経済産業省	5 4
(イ)	共通乗車船券（法第40条）	国土交通省	5 5
(ウ)	道路の占用の特例（法第41条）	国土交通省	5 6
(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第2号、第54条、第55条）	農林水産省	5 7
(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第3号、第56条）	国土交通省	5 8
(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第4号、第57条）	国土交通省	5 9

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

A. 市街地の整備改善

(ア)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	国土交通省	6 1
-----	--------------------------------	-------	-----

B. 都市福利施設の整備

(ア)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	国土交通省	6 1
-----	---	-------	-----

C. 街なか居住の推進

該当なし。

D. 経済活力の向上

(ア)	商店街・まちなか集客力向上支援事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）	経済産業省	6 2
(イ)	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業	経済産業省	6 2

(ウ)	中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	6 3
(エ)	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	6 3
(オ)	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	6 4
(カ)	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	6 4
(キ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	経済産業省	6 5

E. 公共交通機関、特定事業等

該当なし。

(2) 認定と連携した支援措置

②認定と連携した重点的な支援措置

A. 市街地の整備改善

(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	国土交通省	6 6
(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	6 6
(ウ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 防災・安全交付金（道路事業（街路））	国土交通省	6 7
(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	6 8
(オ)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	国土交通省	6 8
(カ)	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	国土交通省	6 9
(キ)	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	国土交通省	6 9
(ク)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備 下水道事業） 防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道 事業）	国土交通省	6 9
(ケ)	社会資本整備総合交付金（港湾事業） 防災・安全交付金（港湾事業）	国土交通省	7 0
(コ)	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	7 1
(サ)	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等 整備事業） 防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事 業）	国土交通省	7 1

(シ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地盤整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地盤整備事業）	国土交通省	7 2
(ス)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業） 防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	国土交通省	7 2
(セ)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	国土交通省	7 3
(ソ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	国土交通省	7 3
(タ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	7 3
(チ)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	国土交通省	7 3

B. 都市福利施設の整備

(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	7 3
-----	-------------------------	-------	-----

C. 街なか居住の推進

(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	7 4
(イ)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	国土交通省	7 4
(ウ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	国土交通省	7 4
(エ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	7 5
(オ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地盤整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地盤整備事業）	国土交通省	7 5
(カ)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	国土交通省	7 6

D. 経済活力の向上

(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	経済産業省	7 6
(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	経済産業省	7 6
(ウ)	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業	経済産業省	7 7
(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	7 7

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 防災・安全交付金（道路事業（街路））	国土交通省	78
(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	78

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

A. 市街地の整備改善

(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	79
(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 防災・安全交付金（道路事業（街路））	国土交通省	79
(ウ)	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	79
(エ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	79
(オ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	国土交通省	80
(カ)	農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省	80
(キ)	地域用水環境整備事業	農林水産省	80
(ク)	文化財建造物保存修理等事業	文部科学省	80
(ケ)	伝統的建造物群保存修理等事業	文部科学省	80
(コ)	地方創生推進交付金	内閣府	80

B. 都市福利施設の整備

(ア)	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	80
(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	81
(ウ)	保育所等整備交付金	厚生労働省	81
(エ)	保育対策総合支援事業費補助金	厚生労働省	81
(オ)	公立文教施設の整備	文部科学省	81
(カ)	地方創生推進交付金	内閣府	81

C. 街なか居住の推進

(ア)	地域支援事業交付金	厚生労働省	81
(イ)	地方創生推進交付金	内閣府	81
(ウ)	結婚新生活支援事業費補助金	内閣府	81

D. 経済活力の向上

(ア)	地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）	経済産業省	82
(イ)	商店街・まちなか集客力向上支援事業（商店街集客力支援事業）	経済産業省	82
(ウ)	中小企業等支援人材育成事業のうち、中心市街地活性化	経済産業省	83

	普及促進事業		
(エ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	8 3
(オ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第65条）	経済産業省	8 3
(カ)	卸売市場施設整備対策	農林水産省	8 3
(キ)	地方創生推進交付金	内閣府	8 4
(ク)	地域少子化対策重点推進交付金	内閣府	8 4

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 防災・安全交付金（道路事業（街路））	国土交通省	8 4
(イ)	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	8 4
(ウ)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）	国土交通省	8 4
(エ)	鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）	国土交通省	8 5
(オ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	国土交通省	8 5
(カ)	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	8 5
(キ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	8 5
(ク)	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	国土交通省	8 5
(ケ)	地方創生推進交付金	内閣府	8 5

2. 支援措置内容

基本方針の「第2章5. 認定と連携した支援措置等について」及び本マニュアルV. で整理した認定と連携した支援措置は、以下の区分のとおりとなります。

基本計画に記載する支援措置の事項として、基本方針及び本マニュアルⅢ. 4. ～8. の「(2) 具体的事業の内容」に掲げられている事項については、様式第4 (4. ～8. [2] 具体的事業の内容) に記載してください。また、以下の支援措置に示される前述の事項以外については、「その他の事項」欄に記載してください。

なお、区分の「(1) 法に定める特別の措置」、「(2) 認定と連携した支援措置」については、関係行政機関の長の同意が必要となります。「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の同意はこの限りではありません。

- ※1 平成22年4月1日より国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金・交付金については、社会資本整備総合交付金として一部を除き原則一括化されたところです。社会資本整備総合交付金、個別補助金で支援する事業等の基本計画への記載については、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考にしてください。
- この他、実施する事業の内容によっては、他の分野（A「市街地の整備改善」等）にそれぞれ位置づけることも可能です。

- ※2 平成26年8月1日より都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、中心市街地を内包し、都市全体を対象とする、都市構造を再構築するための手厚い支援措置を講ずることとしたところです。
- 基本方針第1章1. においても、「中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化などの我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。」とされていることも踏まえ、基本計画の認定と連携した支援措置等についてもこうした考え方のもとに活用が図られることが重要です。

(1) 法に定める特別の措置

A. 市街地の整備改善

(ア) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）（国土交通省）

a. 概要

認定基本計画に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、都市再生

機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができます。

b. 要件

本特例の対象となる保留地は、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①認定基本計画において法第9条第2項第2号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第3条第4項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行するものの換地計画（認定中心市街地の区域内の宅地について定められたものに限る。）において定める保留地であること。
- ②当該特例による保留地を活用して整備する施設等が次のいずれかであること。
 - i) 都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第2条第5項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において法第9条第2項第3号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）
 - ii) 公営住宅等（認定基本計画において法第9条第2項第4号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）
- ③当該特例による保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得ること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて整備する都市福利施設及び公営住宅等の概要

d. 留意事項等

特にありません。

(イ) 路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第17条）（国土交通省）

a. 概要

都市公園の地下に設けられる、認定基本計画に定められた路外駐車場の整備を行うに当たり、一定の要件を満たす場合、公園管理者は占用の許可を与えるものとします。

b. 要件

本特例の対象となる駐車場は、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①基本計画において、駐車場法第3条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第4条第2項第5号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であって、当該基本計画が法第9条第10項（第11条第2項において準用する場合を含む）の認定を受け、駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めること。
- ②都市公園法第2条第1項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要について、あらかじめ、公園管理者（同法第2条の3の公園管理者）の同意を得ること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかに、下記について記載してください。

- ・事業の規模
- ・整備の目標年次
- ・占用する都市公園の名称・種別・規模・管理主体

d. 留意事項等

都市公園の地下に設けられる路外駐車場は、都市公園法第7条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合していることが必要です。

(ウ) 中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）（国土交通省）

a. 概要

認定中心市街地における一定規模以上の土地・建築物その他の工作物の所有者との契約に基づいて、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が、緑地・広場その他の公共空地・駐車場その他認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する施設を設置・管理することができるものです。

b. 要件

緑地・広場その他の公共空地を設置・管理する場合は300㎡以上、駐車場を設置・管理する場合は500㎡以上の規模であることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

中心市街地整備推進機構は設置・管理している緑地における保存樹等について、保存義務等を負うこととなります。（法第61条、第62条）

B. 都市福利施設の整備

(ア) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）（国土交通省）

(1) A. 市街地の整備改善 (ア) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を参照してください。

C. 街なか居住の推進

(ア) 中心市街地共同住宅供給事業（法第22条～第34条）（国土交通省）

a. 概要

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。

国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等を行うことができることとする特例措置があります。（法第33条）

b. 要件

中心市街地共同住宅供給事業の実施に当たっては、基本計画に必要な事項を記載して内閣総理大臣の認定を受けるとともに、具体の事業計画について、法第22条に基づく市町村長による認定（地方公共団体が事業を実施する場合を除く。）が必要です。

なお、市町村による事業計画の認定に当たっては、特に以下の事項に留意してください。

- ・周辺の土地利用の状況等を十分に勘案して、良好な居住の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。
- ・入居者の利便及び福祉の確保の観点から、入居者のため必要な駐車場が確保されるよう配慮するとともに、高齢者等の入居が見込まれる場合においては、住宅の設計・設備の設置について安全面等について配慮がなされていること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・供給される予定の住宅戸数

なお、中心市街地共同住宅供給事業の実施予定者として地方住宅供給公社を位置付ける場合には、その必要性を記載してください。

d. 留意事項等

特にありません。

(イ) 地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第35条）（国土交通省）

a. 概要

地方住宅供給公社法第8条の規定に係わらず、認定市町村である市は地方住宅供給公社を設立することができます。

b. 要件

特にありません。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下①について記載するとともに、支援措置の内容については、以下②のとおり記載してください。

- ① [地方住宅供給公社設立の目的、
基本計画の目標達成のための位置付け及び必要性]
- ② 地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例

d. 留意事項等

法第35条の特例により地方住宅供給公社を設立しようとするに当たっては、地方住宅供給公社法施行令の改正が必要となることから、あらかじめ、国土交通省と協議が必要です。

(ウ) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）（国土交通省）

(1) A. 市街地の整備改善 (ア) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を参照してください。

D. 経済活力の向上

(ア) 中心市街地特例通訳案内士育成等事業（法第36条）（国土交通省）

a. 概要

通常、報酬を得て、外国人に付き添い通訳ガイドをするには、通訳案内士法上、観光庁長官の行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けることが必要です。

特例の活用により、市町村が基本計画に中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、当該市町村が行う認定中心市街地の特性に応じた通訳案内士に関する研修を修了し登録を受けることで、認定中心市街地の区域に限り、報酬を得て通訳ガイドを行うことが可能となります。

b. 要件

本事業は、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・基本計画の区域において通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む。）の数が不足しているなど、あくまで通訳案内士を補完することが必要な地域であること。
- ・基本計画の認定を受けた市町村が行う研修の内容及びカリキュラムが当該中心市街地特例通訳案内士の資質を確保する上で適切であること。
- ・観光協会や商工会議所・商工会、地元宿泊施設、商業施設などと連携するなど、休日を含め中心市街地特例通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名（個々の事業名）
- ・ 措置の内容（通訳案内士法の特例を活用する旨）
- ・ 基本計画の区域において通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む。）の数が不足しているなど、通訳案内士を補完することが必要であること。
- ・ 指定地方公共団体が行う研修の詳細な内容及びカリキュラム、終了時の効果測定方法
- ・ 顧客の求める日時に応じて中心市街地特例通訳案内士を常時手配できる方法
- ・ 通訳案内士制度と中心市街地特例通訳案内士制度とは別の制度であることの周知に係る方法
- ・ 研修受験者が将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

d. 留意事項等

- ・ 提出時点で把握しうる最新のデータに基づいて資料を作成すること。
- ・ 事業実施に関係する者・団体と十分に調整を行うこと。
- ・ 専門家などの意見を聴取している場合にはその旨記載すること。

※ 平成29年6月の通訳案内士法の一部改正法案の成立により、法律の施行後においては、中心市街地活性化法における通訳案内士法の特例に関する項目は削除されることとなりました。

改正法により、改正前に中心市街地特例通訳案内士として登録を受けた者は、改正通訳案内士法に規定される地域通訳案内士とみなすこととし、また、中心市街地活性化法第九条第十項の認定を受けた基本計画等についても、改正通訳案内士法に規定される地域通訳案内士育成等計画等としてみなすこととしております。

これにより、現在、中心市街地特例通訳案内士として活動されている方々は、引き続き、法改正後も継続的に活動を行うことが可能となります。

(イ) 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）

（法第37条・第38条）（経済産業省）

a. 概要

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るため、認定中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。

b. 要件

都道府県及び政令指定都市が、認定中心市街地の全部又は一部を特例区域として定めることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（「第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定」と記載）
- ・措置の内容（法第37条に基づく大規模小売店舗立地法の特例を活用する旨）

d. 留意事項等

市町村が本特例措置を活用する旨を基本計画に記載する場合には、特例区域の指定主体である都道府県の同意を得ていることが望まれます。

(ウ) 民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第42条）（経済産業省）

a. 概要

中心市街地活性化に向けたソフト面の取組を支援するため、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業に対し、経済産業大臣が民間中心市街地商業活性化事業（以下「商業活性化事業」という。）として事業計画の認定を行います。

当該事業計画の認定を受けた民間事業者は、当該事業計画に基づいて実施する事業に関し、法第44条に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの情報の提供等の協力や法第45条に基づき、中小企業投資育成株式会社法の特例を受けることができます。

b. 要件

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。

また、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・当該事業が小売業の顧客の増加や小売業者の経営の効率化を図る事業であること。
- ・事業実施主体が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。
- ・事業等の実施スケジュールが明確であること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（商業活性化事業として行う個々の事業名）
- ・措置の内容（「民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載）

認定に基づき「中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）」を活用する際はその旨記載してください。

- ・その他の事項（活用する他の支援措置の名称を記載）

この事項に記載した支援措置については、「(2) 認定と連携した支援措置」、又は「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。

d. 留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行うことが必要です。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

(エ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条）（経済産業省）

a. 概要

法第42条に基づき民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「商業活性化事業計画」という。）の認定を受けた中小企業者は、中心市街地における商業の活性化を促進させるため、テナントミックスやファシリティマネジメント等のソフト事業を実施する際に、全国の各種事例の知見が蓄積されている独立行政法人中小企業基盤整備機構から、運営ノウハウ等事業実施のための情報提供や専門家の派遣等の協力を受けることができます。

b. 要件

法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受け、かつ、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・事業実施主体が中小企業者であること。
- ・小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業にあつては、中小小売商業者の経営のために行う事業に限られません（展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業については、中小小売商業者のために行う事業に限られません。）。

c. 基本計画に記載する事項

特にありません。

d. 留意事項等

特にありません。

(オ) 中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）（経済産業省）

a. 概要

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的としており、その対象は、中小企業者一般ではなく、資本金の額が3億円以下の株式会社を初回投資の対象としています。

本特例措置は、法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受けた民間事業者の、資金調達が多様化を図り、その事業活動を促進することを目的として、当該認定事業者が資本金が3億円を超える中小企業者であっても、中小企業投資育成株式会社による以下の措置が行えるようにするものです。

- ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受け及び保有
- ・増資新株の引受け及び保有
- ・新株予約権の引受け及び保有
- ・新株予約権付社債等の引受け及び保有

b. 要件

法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受けることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

商業活性化事業の措置の内容の欄に「中小企業投資育成株式会社法の特例」と記載してください。

d. 留意事項等

本特例措置の活用については、別途中小企業投資育成株式会社の審査を経て投資の可否が決定されます。

(力) 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第7項、第48条）（経済産業省）

a. 概要

中小小売商業者等が認定中心市街地において行う、中小小売商業構造の高度化に資する下記の事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。

中小小売商業高度化事業は、企業規模が小さく、企業数が多く、その多数が前近代的な生産的経営段階に留まっている中小小売商業の構造改革を進め、消費生活様式の高級化・多様化や交通体系・都市構造の移り変わり等経営環境の変化に中小小売商業者が円滑に対応していくことを促進する事業として位置付けています。

具体的には、①共同施設の設置、商店街の空き店舗を活用したテナントの誘致や店舗の計画的な建て替え等を実施する経営近代化事業、②集団で立地環境の良い新たな区域に移転等を行い、営業に必要な店舗、倉庫、事務所等を設置するほか、種々の共同事業の一環として集会場、イベント広場、駐車場等の整備等を実施する基盤強化整備事業、③ショッピングセンタータイプの店舗やそれと併設される施設を設置する共同店舗等整備事業等がこれに当たります。

当該事業計画の認定を受けた民間事業者は、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例及び株式会社日本政策金融公庫による低利融資を受けることができます。

b. 要件

中小小売商業高度化事業は、法第7条第7項に規定する事業であることが必要で、本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ていることが必要です。

また、中心市街地の活性化に関する法律施行令第12条及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（以下「経済産業省関係施行規則」という。）第12条及び第13条、別途定める認定の基準を満たすことが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。

その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（中小小売商業高度化事業として行う個々の事業名）

- ・措置の内容（「中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載）
- ・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載）
この事項に記載した支援措置については、「（２）認定と連携した支援措置」、又は「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。

また、以下の事項についても記載してください。

- ①当該中心市街地における他の商店街へ当該中小小売商業高度化事業が与える影響（当該商店街等及び当該中心市街地における他の商店街等の来街者数の現況等）
- ②個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上に与える影響及び商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上に与える影響
- ③基本計画における当該中小小売商業高度化事業の位置づけ

d. 留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行うことが必要です。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

(キ) 特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第8項、第48条）（経済産業省）

a. 概要

まちづくり会社等の民間事業者が認定中心市街地において実施する、商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備を行う事業に対し、経済産業大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

認定特定民間中心市街地活性化事業者が、当該事業計画に基づく事業を行う場合には、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を受けることができます。

b. 要件

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。

また、特定商業施設等整備事業は以下の要件を満たすことが必要です。

- ①事業の実施地域が、一定の商業集積が見られ、公共公益施設が一つ以上存在し、さらに、電車、バス等の公共交通機関による来訪が可能な地域であること。
- ②整備する施設が、商業施設の場合は原則500㎡以上、商業基盤施設の場合は、周辺の小売業者の顧客その他の地域住民の利便の増進又は周辺の相当数の小売業の業務の円滑な実施に資するものであること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（特定商業施設等整備事業として行う個々の事業名）
- ・措置の内容（「特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載）
- ・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載）
この事項に記載した支援措置については、「（２）認定と連携した支援措置」、又は「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。

d. 留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行うことが必要です。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

（ク） 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条第13項、第50条）（経済産業省）

a. 概要

民間事業者が認定中心市街地において実施する、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高い民間プロジェクトに対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「経済活力向上事業計画」という。）の認定を行います。

経済活力向上事業計画の認定を受けた民間事業者は、以下の支援措置を受けることができます。

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項）
- ・中小企業信用保険法の特例（法第53条）
- ・大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）
- ・商店街・まちなか集客力向上支援事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）の重点的な支援
- ・地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業の重点的な支援
- ・株式会社日本政策金融公庫による低利融資
- ・当該事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減

b. 要件

経済産業大臣による経済活力向上事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。

また、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①実施する特定民間中心市街地経済活力向上事業（以下「経済活力向上事業」という。）が中小小売商業高度化事業の場合は、（１）D.（カ）b.の要件を、特定商業施設等整備事業の場合は、（１）D.（キ）b.の要件を、都市型新

事業の用に供する施設を整備する事業の場合は、(1) E. (ア) b. の要件をそれぞれ満たすこと。

②目標の設定に関して以下 i) から iii) までの要件を全て満たすこと。

i) 以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。

- 一. 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- 二. 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- 三. 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

ii) 周辺地域の経済活力を向上させる波及効果が見込まれること。

来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか以下の観点から説明されていること。

- 一. 当該中心市街地及び周辺地域の商圈や来訪者等に関する分析に基づき、当該地域に対する集客や売上高等に関する効果が相当程度あること。
- 二. 当該中心市街地において商業・居住・公共サービス等の多様な都市機能の集積に資する事業であること。

iii) 以下のいずれかの形で、地元住民や市町村の強いコミットメントが示されていること。

- 一. 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代あるいは当該事業の収益に連動する地代によって貸付けが行われていること。
- 二. 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付（いずれも現物を含む。）を受けていること。
- 三. 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について貸付けが行われていること。
- 四. 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 五. その他、上記と同等以上の強いコミットメントを当該中心市街地の関係者や当該市町村が行っていると認められること。

iv) 事業実施主体が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

v) 確実に実施される見込みがあることとして、事業の実施時期や必要な資金の額及びその調達方法が、事業を実施するにあたり無理の無いものであることが説明されていること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（経済活力向上事業として行う個々の事業名）
- ・措置の内容（「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認

定」と記載)

認定に基づき「独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度(法第52条第2項)」、「中小企業信用保険法の特例(法第53条)」、「大規模小売店舗立地法の特例(法第58条)」を活用する際はその旨記載してください。

- ・その他の事項(活用する支援措置の名称を記載)

この事項に記載した支援措置については、「(2)認定と連携した支援措置」、又は「(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。

また、当該事業が、中小小売商業高度化事業の場合は、以下の事項についても記載してください。

- i) 当該中心市街地における他の商店街へ当該中小小売商業高度化事業が与える影響(当該商店街等及び当該中心市街地における他の商店街等の来街者数の現況等)
- ii) 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力に与える影響及び商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力に与える影響
- iii) 基本計画における、当該中小小売商業高度化事業の位置づけ

d. 留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行うことが必要です。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

(ケ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度(法第52条第2項)(経済産業省)

a. 概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村と協調して、法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づいて実施する事業に対し、必要な資金の一部を無利子貸付するものです。

- ・貸付割合：貸付対象事業費の80%以内
- ・貸付対象：土地、建物、構築物、設備

b. 要件

本制度は以下の要件を満たすことが必要です。

- ・法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づき実施する事業であること
- ・事業実施主体及び事業内容が経済産業省関係施行規則第17条及び第18条に該当すること

c. 基本計画に記載する事項

本措置を活用する場合には、経済活力向上事業の措置の内容の欄に、法第52条第2項に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度を活用する旨を記載してください(個々の事業の措置内容として再掲する

必要はありません。)

d. 留意事項等

- ・市町村が貸付事業を行うのに必要な規程、体制等を整備していることが必要です。
- ・本貸付制度を活用する際には、市町村及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付けの可否が決定されます。

(コ) 中小企業信用保険法の特例（法第53条）（経済産業省）

a. 概要

本特例措置は、中小企業信用保険法の規定における、普通保険、無担保保険、特別小口保険について、中心市街地商業等活性化関連保証を受けた中小企業者に係るものは、その保険関係の限度額をその他の保険関係の限度額と別に定めることができるものです。

また、認定特定民間事業計画又は認定経済活力向上事業計画に基づく中小小売商業高度化事業又は特定事業を実施する公益法人については、同法における中小企業者とみなして、同法を適用し、普通保険、無担保保険の保険であって、特定会社や公益法人が行う当該事業の実施に必要な資金に係るものについては、普通保険、無担保保険の限度額を2倍に拡大するものです。

さらに、中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援保証について、普通保険のてん補率を、70/100から80/100に引き上げ、保険料を、同法第4条の規定に関わらず、保険金額の年2/100以内において政令で定める率を乗じた額に引き下げる措置を講ずるものです。

b. 要件

法第7条第7項第1号から第7号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第11項第1号に掲げる特定事業に係る認定特定民間事業計画又は経済活力向上事業計画の認定が必要です。

c. 基本計画に記載する事項

本特例措置を活用する場合には、認定特定民間中心市街地活性化事業又は経済活力向上事業の措置の内容の欄に、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を活用する旨を記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。)

d. 留意事項等

特にありません。

(サ) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）（経済産業省）

a. 概要

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の経済活力の向上を図るため、法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づいて実施する事業が、大規模小売店舗を立地する事業の場合、法第37条に規定する第

一種大規模小売店舗立地法特例区域と同様に、大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。

b. 要件

法第50条に定める経済活力向上事業計画に、本特例を活用する旨及び本特例を活用して設置しようとする大規模小売店舗の所在地並びに経済産業省関係施行規則第16条に規定する事項を記載した上で、当該事業計画の認定を受けることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

特例措置を活用する場合には、経済活力向上事業の措置の内容の欄に「大規模小売店舗立地法の特例」と記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。）。

d. 留意事項等

- ・法第50条に基づく経済活力向上事業計画に本特例を活用する旨の記載があった場合、経済産業大臣がその認定に際し、都道府県知事に協議することとなりますので、事前に都道府県にその概要等を連絡、情報共有してください。
- ・都道府県知事は同意に際し、必要と認める場合は、事業者に対し、地元住民等への説明会の開催等を求めることができます。

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア) 都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第1号、第48条）（経済産業省）

a. 概要

民間事業者が認定中心市街地において、中心市街地に集まる個人消費者や事業者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を行う都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設を整備することにより、中心市街地における活発な事業活動の展開を図る事業に対し、経済産業大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

なお、当該認定特定民間事業の認定を受けた者は、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。

b. 要件

本事業は以下の要件を満たすことが必要です。

①施設の機能

整備する施設は、都市型新事業を実施する事業者が入居して事業展開スペースとして利用する機能（賃貸型事業場等）、新商品・新役務に係る研究開発等を促進する機能（共同研究施設・産学連携支援施設等）、研究開発や事業化を支援する機能（インキュベータ等）、市場の動向やニーズ把握を行う機能（情報交流施設等）、又は需要者との接触を通じて新事業展開を促進する機能（展示・販売施設等）を有する施設であること。

②施設の規模

整備する施設の規模は、おおむね5事業者程度以上の利用が可能となるものであること。

③事業実施主体

本事業は、組合による実施、共同事業形態等の民間事業者の協力・連携の下での実施、民間事業者と地方公共団体等の公的主体の協力・連携による実施等、中心市街地の活性化に即した事業を実施できる主体及び事業形態によって行われること。

④中心市街地の特性の活用

中心市街地及びその周辺に存在する事業者や研究機関、事業者支援機関等、当該中心市街地の有する人や組織のポテンシャル、技術的蓄積等を適切に活用する事業であること。

本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（特定事業として行う個々の事業名）
- ・措置の内容（活用する支援措置の内容）
- ・その他の事項（経済産業大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

d. 留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項各号に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。

(イ) 共通乗車船券（法第40条）（国土交通省）

a. 概要

鉄道、索道（ロープウェー等）、軌道（路面電車等）、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第40条に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。

これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。

b. 要件

本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。

本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。

なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれます。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。

なお、法第40条第1項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係施行規則第63条に定める届出書を共同で提出する必要があります。

(ウ) 道路の占用の特例（法第41条）（国土交通省）

a. 概要

道路法上、道路を占用しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされていますが、当該許可に際しては、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない（以下「無余地性」という。）等の基準に適合する場合にのみ、道路管理者は許可を与えることができるものとされています。

本特例の活用により、認定基本計画に記載された施設等の道路の占用であり、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等である等に該当する場合において、当該認定基本計画の期間内に限り無余地性の有無にかかわらず、道路管理者が当該施設等の占用に係る許可をすることが可能となるものです。

b. 要件

基本計画に道路の占用許可に関する事項（対象施設等、占用しようとする場所等）が記載されており、かつ、当該対象施設等が、中心市街地の活性化に関する法律施行令第5条に規定するものであることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（道路の占用の特例を活用して行う個々の事業名）
- ・措置の内容（道路の占用の特例を活用する旨）

d. 留意事項等

- ・市町村が、基本計画に道路の占用許可に関する事項を記載しようとする際に

は、あらかじめ道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることが必要です。

- ・道路管理者の同意を得た際に提出した書類（占用の主体、占用物件、占用区域及び期間の分かるもの）の写しを添付してください。
- ・都道府県公安委員会の同意書及び都道府県公安委員会へ提出した書類の写しを添付してください。
- ・占用主体は、原則、道路管理者が設置する「特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会」によって選定されます。

(エ) 中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第2号、第54条、第55条）（農林水産省）

a. 概要

民間事業者が認定中心市街地において、近年の中心市街地の衰退や商店街の空洞化問題に対処するため、駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品商業集積施設を整備することにより、中心市街地における食品流通の円滑化を図る事業に対し、農林水産大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、法第54条に基づく食品流通構造改善促進機構による債務保証等を受けることができます。

b. 要件

中心市街地食品流通円滑化事業は以下の要件を満たすことが必要です。

①設置内容の条件

- i) 食品小売業者の店舗（外食・花き関係を含む。）が5店舗以上集積するものであること。
- ii) 生鮮食料品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の小売業者の店舗があること。
- iii) 食品小売の事業を主として行う者の店舗が2／3以上あること。
- iv) 駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資する施設が、店舗が集積する施設と一体的に（利用可能な範囲に）設置されるものであること。

※ 上記の i)～iv)の条件において既存の施設を利用することも可能です。
(全ての施設を新設する必要はありません。)

②事業実施主体

食品小売業者の出資又は拠出に係る法人又は事業協同組合等の食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人

本事業の農林水産大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（特定事業として行う個々の事業名）
- ・支援措置の内容（活用する支援措置の名称）

- ・その他の事項（農林水産大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

d. 留意事項等

農林水産大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。

なお、施設の整備に当たっては、周辺の住宅の分布状況、道路及び交通網の整備状況、小売店の立地状況、防災対策等に十分配慮するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー等に十分配慮してください。

(オ) 乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第3号、第56条）（国土交通省）

a. 概要

民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第56条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。

b. 要件

本事業は以下の要件を満たすことが必要です。

- ①中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。
- ②それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。
- ③バスサービスと鉄道等他の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとする。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

d. 留意事項等

国土交通大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項に掲げる事

項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。

なお、本事業の実施については、以下の事項に留意することが必要です。

- ①運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会的要請の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努めることが必要です。
- ②バスの運行回数の増加と併せて、パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。
- ③環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努めることが必要です。

(カ) 貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第4号、第57条）（国土交通省）

a. 概要

民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第57条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。

b. 要件

貨物運送効率化事業は以下の要件を満たすことが必要です。

①実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とします。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えありません。

②事業実施主体

法第7条第11項第4号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えありません。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要です。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間事業計画を申請することとします。

ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要があります。

③施設

同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集貨された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

d. 留意事項等

国土交通大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。

なお、本事業を実施していくに当たって、以下の事項に留意する必要があります。

①貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。

また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。

②貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

A. 市街地の整備改善

(ア) 都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））

（国土交通省）

a. 事業の概要

都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。

特例措置：認定中心市街地のみ支援

b. 事業の要件

都市開発資金の貸付の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特にありません。

B. 都市福利施設の整備

(ア) 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）

a. 概要

まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地支援、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。

特例措置：認定中心市街地のみ支援

b. 要件

当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に、認定基本計画に位置付けられた公益施設が含まれていること等が必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に含まれる公益施設の用途を記載してください。

なお、住宅や商業等の施設を併設する際にはその旨を記載してください。

- ・この他、地方公共団体以外（独立行政法人都市再生機構、協議会）に対しては補助事業として支援しております。

支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

②防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

③暮らし・にぎわい再生事業

※独立行政法人都市再生機構、協議会向け

d. 留意事項等

特にありません。

C. 街なか居住の推進

該当なし。

D. 経済活力の向上

(ア) 商店街・まちなか集客力向上支援事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）
（経済産業省）

a. 概要

中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力の向上を実現するために、認定基本計画に基づき、民間事業者が実施する施設整備事業（ハード事業）のうち、特に外国人観光客の消費を取り込むための環境を整備する事業に対し支援します。

（補助率：1／2、2／3）

b. 要件

本補助金の事業要件については「地域未来投資促進事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）公募要領」によります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。

また、法第50条に基づく経済活力向上事業計画の認定を受ける場合は、その他の事項欄に「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

なお、内容を記載する際は、当該補助金の趣旨に則しているか確認できるよう、記載してください。

d. 留意事項等

基本計画の認定を受けていない場合であっても、募集対象となる場合があります。（※最新の公募要領を確認してください）。

(イ) 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業（経済産業省）

a. 概要

中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力の向上を実現するために、認定基本計画に基づき、民間事業者が実施する施設等の整備事業（ハード事業）を支援し

ます。（補助率：1／2、2／3）

b. 要件

本補助金の事業要件については「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）公募要領」によります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。

また、法第50条に基づく経済活力向上事業計画の認定を受ける場合は、その他の事項欄に「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

なお、内容を記載する際は、当該補助金の趣旨に則しているか確認できるよう、記載してください。

d. 留意事項等

基本計画の認定を受けていない場合であっても、募集対象となる場合があります。（※最新の公募要領を確認してください）。

(ウ) 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））（経済産業省）

a. 概要

中心市街地を活性化させるため、様々な関係者が一体となった意欲的な取組を行う地域において、次に定める事業を行う者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。

- ① 民間事業者・まちづくり会社等が、認定経済活力向上事業計画に基づいて行う事業（事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金）
- ② 中小企業者が行う、認定経済活力向上事業計画に基づいて整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業の合理化、共同化等を図るための設備等資金

なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。

b. 要件

D. (ウ) a. ①及び②について

(1) D. (ク) b. に定める要件が必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。

また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

d. 留意事項等

詳細は株式会社日本政策金融公庫（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫）にお問い合わせください。

(エ) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除（経済産業省）

a. 概要

認定特定民間事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡する場合に、譲渡所得から1,500万円を特別控除することが認められています（租税特別措置法第34条の2、同法第65条の4、同法第68条の75）。

b. 要件

認定特定民間事業計画（法第49条第2項）に基づく中小小売商業高度化事業（法第7条第7項第1号から第4号まで又は第7号に掲げるものに限る。）の用に供する土地であって、当該事業が所定の要件を満たすものであることにつき書面により経済産業大臣の証明がされた事業であることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。

また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

d. 留意事項等

特にありません。

(オ) 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）

a. 概要

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行うソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置します。

b. 要件

認定基本計画に位置付けられたイベント等のソフト事業に要する経費があること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特にありません。

(カ) 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）

a. 概要

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う施設整備等を一般単独事業債の対象とします。

b. 要件

市町村が、自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた新たな計画的取組を支援する観点から、以下に例示される施設を整備する場合、又は公共的団体が行う施設の整備に対する市町村の助成事業について、一般単独事業債の対象とします。

【対象となる施設整備の例】

- ・集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）

- ・地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

基本計画の認定後、別途、地方債（一般単独事業債）の同意（又は許可）手続きが必要となります。

(キ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減（経済産業省）

a. 概要

法第50条に基づく認定経済活力向上事業計画に記載された経済活力向上事業の用に供するため、その事業の実施区域において、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に係る登録免許税が1/2に軽減されます（租税特別措置法第81条）。

b. 要件

経済活力向上事業（法第50条第1項）が記載された経済活力向上事業計画について平成30年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けていることが必要です。

また、不動産については経済産業大臣の認定の日から1年以内に取得したもの、建物については経済産業大臣の認定の日から3年以内に建築したもので、その取得又は建築後1年以内に登記を受けるものに限りです。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。

また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

d. 留意事項等

本制度の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に所定の事項の記載がある経済産業大臣の証明書を添付することが必要です。

E. 公共交通機関、特定事業等

該当なし。

(2) 認定と連携した支援措置

②認定と連携した重点的な支援措置

A. 市街地の整備改善

(ア) 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））（国土交通省）

a. 概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行います。

b. 要件

土地区画整理事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特にありません。

(イ) 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（道路事業）（国土交通省）

a. 概要

中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

b. 要件

道路事業のうち、中心市街地区域内にかかる事業区域を有し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するもので、国の費用負担等がある事業が対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（道路種別及び路線名）
- ・内容（事業種別（新設・改築等）、位置及び全延長）
- ・実施時期（全事業期間）
- ・実施主体（国、都道府県、市町村等の別）
- ・支援措置の内容及び実施時期（中心市街地の区域にかかる延長及び計画期間にかかる事業期間）

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（道路事業）

②防災・安全交付金(道路事業)

d. 留意事項等

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業であっても、中心市街地区域内へのアクセス向上や中心市街地区域内の渋滞緩和に資する事業を中心市街地と一体的に実施する場合などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合には、事業を位置付けることが可能です。

(ウ) 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) (国土交通省)

防災・安全交付金(道路事業(街路)) (国土交通省)

a. 概要

都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

b. 要件

中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するものが対象となります。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路の整備
- ・ 交通結節点の整備
- ・ 公共交通機関を支援する街路の整備
- ・ 駐車場の整備
- ・ 自転車駐車場の整備
- ・ 連続立体交差事業
- ・ 歩行者空間を創出する街路の整備
- ・ 無電柱化推進事業
- ・ 沿道の土地利用を促進する街路の整備
- ・ 中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・ 事業名(路線名又は地区名)
- ・ 内容(事業種別、位置及び全延長)
- ・ 実施主体(都道府県、市町村等の別)
- ・ 支援措置の内容及び実施時期(中心市街地の区域にかかる延長及び計画期間に係る事業期間)

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))

②防災・安全交付金(道路事業(街路))

d. 留意事項等

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う事業であっても、中心市街地区域内の歩行者空間の創出などの施策と併せて実施される中心市街地の通過交通を排除するための事業などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合には、事業を位置付けることが可能です。

また、中心市街地区域内で実施される幹線街路や駐車場の整備に関しては、歩いて暮らせる生活空間の実現のための施策と整合している必要があります。

(エ) 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(国土交通省)

a. 概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等です。(従来のみちづくり交付金)

b. 要件

都市再生整備計画事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名(当該交付金を活用して行う個々の事業名)
- ・支援措置の内容(社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業))

d. 留意事項等

市町村は、都市再生整備計画を作成し国土交通大臣に提出することが必要です。

(オ) 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)(国土交通省)

防災・安全交付金(市街地再開発事業等)(国土交通省)

a. 概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。

b. 要件

市街地再開発事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のいずれかを選んで記載してください。

- ①社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)

②防災・安全交付金（市街地再開発事業等）

d. 留意事項等

特にありません。

(力) 社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）（国土交通省）

a. 概要

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）を支援します。

b. 要件

都市再生区画整理事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、

支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のいずれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）

②防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）

d. 留意事項等

特にありません。

(キ) 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）（国土交通省）

a. 概要

都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。

b. 要件

認定中心市街地を含む地区内の公園、緑地であるとともに、都市公園・緑地等事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・公園名

・面積

d. 留意事項等

特にありません。

(ク) 社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）（国土交通省）

a. 概要

中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。

b. 要件

認定中心市街地の一部を含み、下水道事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・下水道施設の名称
- ・その構造及び位置

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

- ①社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）
- ②防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

d. 留意事項等

下水道法第4条第1項若しくは下水道法第25条の11第1項に定める事業計画の策定をしておく必要があります。

(ケ) 社会資本整備総合交付金（港湾事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（港湾事業）（国土交通省）

a. 概要

中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。

b. 要件

港湾施設を中心として、その活用を図るために必要な関連施設整備を行うもので、かつ、地域住民がそれらの施設を活用した交流空間の形成・活用に積極的であることが必要となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

- ・当該事業にて行う施設整備を含む、港湾と中心市街地を結びつける計画の内容
- ・当該計画を推進する際の地域住民、市町村等の連携した取組内容

d. 留意事項等

基本計画を策定する際に、港湾法第3条の3に定める港湾計画への適合等、事前に港湾管理者と十分な調整を図ることとしてください。

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

- ①社会資本整備総合交付金（港湾事業）
- ②防災・安全交付金（港湾事業）

※港湾管理者が実施する事業

(コ) 社会資本整備総合交付金（河川事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（河川事業）（国土交通省）

a. 事業の概要

中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。

b. 事業の要件

以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。

- ①中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。
- ②中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（河川名及び事業名）
- ・支援措置の内容及び実施時期（区間、延長及び事業期間）

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

- ①社会資本整備総合交付金（河川事業）
- ②防災・安全交付金（河川事業）

d. 留意事項等

中心市街地の区域外の河川において行う事業であっても、その主たる目的が中心市街地の治水安全度の向上である場合には、事業を位置付けることが可能です。

(サ) 社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）（国土交通省）

a. 概要

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

b. 要件

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記

載してください。

・河川名

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

②防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

d. 留意事項等

都道府県事業等を記載する場合は、事前に事業実施主体の了解を得ることが必要です。

(シ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）

a. 概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。

b. 要件

住宅市街地基盤整備事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業の概要（団地名、団地タイプ、事業手法、事業実施主体、事業期間、入居期間、計画戸数又は面積）

・関連公共施設等の概要（施設名、種別、事業実施主体、事業期間、事業量）

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）

②防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）

d. 留意事項等

特にありません。

(ス) 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）（国土交通省）

a. 事業の概要

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行います。

b. 事業の要件

バリアフリー環境整備促進事業の要件を満たし、かつ、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい生活空間の実現を図ることによって中心市街地の活性化に資する事業であることが必要となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

②防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

d. 留意事項等

特にありません。

(セ) 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）

(2) - ② C. 街なか居住の推進 (ア) 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）を参照してください。

(ソ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）

(2) - ② C. 街なか居住の推進 (イ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）を参照してください。

(タ) 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）

(2) - ② C. 街なか居住の推進 (ウ) 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）を参照してください。

(チ) 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）（国土交通省）

(2) - ② C. 街なか居住の推進 (オ) 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）を参照してください。

B. 都市福利施設の整備

(ア) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(2) - ② A. 市街地の整備改善 (エ) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

C. 街なか居住の推進

(ア) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(2) -②A. 市街地の整備改善 (エ) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

(イ) 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）

a. 概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

b. 要件

優良建築物等整備事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）

②防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）

d. 留意事項等

一定の要件を満たす中心市街地共同住宅供給事業については、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業としての支援を受けることが可能です。

(ウ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）

a. 概要

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

b. 要件

住宅市街地総合整備事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・事業地区名と整備タイプ

・整備する住宅の概要：整備主体、戸数、実施時期

・整備する関連公共施設の概要：整備主体、施設名、実施時期

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）

②防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）

d. 留意事項等

社会資本総合整備計画に住宅市街地総合整備事業の整備地区を含む一定の規模・要件を満たした区域（整備区域）を定め、整備方針等を明記した住宅市街地整備計画を記載し、国土交通大臣に提出する必要があります。

(エ) 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）

a. 概要

地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。

b. 要件

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、地方公共団体が地域住宅計画を作成し、国土交通大臣に提出の上、当該計画が目標の妥当性、計画の効果・効率性及び計画の実現可能性の客観的評価基準に適合しているものとして判断された計画に基づく事業であることが必要です。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

- ・事業名（当該交付金を活用して行う個々の事業名）
- ・支援措置等の名称（社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業））

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。（括弧内には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 第1章イ-15-(1)の表イ-15-(1)-1に規定されている地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業名を記入してください。）

①社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））

②防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））

d. 留意事項等

特にありません。

(オ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）

(2) -② A. 市街地の整備改善 (ケ) 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）を参照してください。

(カ) 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）（国土交通省）

a. 概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成するための支援を行います。

b. 要件

街なみ環境整備事業の要件を満たす必要があります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・事業地区名

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

②防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）

d. 留意事項等

社会資本総合整備計画に街なみ環境整備方針を記載し、国土交通大臣に提出する必要があります。

D. 経済活力の向上

(ア) 中心市街地商業活性化診断・サポート事業（経済産業省）

a. 概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化協議会等を対象に、中心市街地の商業等の活性化及び協議会等の活動の活性化に関する取り組みを支援します。

b. 要件

中心市街地活性化協議会（協議会を組織しようとする者を含む）、法第42条の規定に基づく認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者が対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。支援対象は、7章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。

d. 留意事項等

専門家の派遣日数には、限度があります。中心市街地の商業活性化に資する事業であることが必要です。

(イ) 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業（経済産業省）

a. 概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中心市街地の活性化に関して課題を抱える中心市街地活性化協議会等に対して、専門知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、中心市街地活性化協議会の設立・運営に係るアドバイスや個別事業の実施に係るアドバイスを行います。

b. 要件

中心市街地活性化協議会（協議会を組織しようとする者を含む）、法第42条の規定に基づく認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者が対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。個別事業へのアドバイスの支援対象は、7章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。

d. 留意事項等

派遣期間が一定日数を超える場合、アドバイザーの派遣費用の一部は利用者負担となります。

(ウ) 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業（経済産業省）

a. 概要

中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力の向上を実現するために、民間事業者が実施する次の事業を支援します。

①調査事業（補助率：2／3）

中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析事業です。

②専門人材活用支援事業（補助率：1／2、2／3）

商業や中心市街地活性化に関する専門的な知見を有する人材の招聘等を行う事業です。

b. 要件

本補助金の事業要件については「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）公募要領」によります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

事業活用にあたり基本計画の認定は必要ありません。ただし、中心市街地活性化基本計画の認定を目指している地域に限ります。

(エ) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(2)－②A. 市街地の整備改善（エ）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア) 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

防災・安全交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

a. 概要

中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援します。

b. 要件

中心市街地へのアクセスの向上、又は中心市街地内の移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地活性化に資する公共交通機関を支援する街路、交通結節点等の整備事業及び総合交通戦略の取組であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するものが対象となります。

c. 基本計画に記載する事項

(2) - ② A. 市街地の整備改善 (ウ) 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））を参照してください。

d. 留意事項等

当該事業を活用するに当たっては、基本計画の「市街地の整備改善のための事業」に「社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））」または「防災・安全交付金（道路事業（街路））」として記載し、さらに当該項目に再掲してください。

(イ) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

(2) - ② A. 市街地の整備改善 (エ) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

なお、(2) 認定と連携した重点的支援措置中のA. 市街地の整備改善、C. 街なか居住の推進、E. 公共交通機関、特定事業等のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する各省に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については、沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。（内閣府）

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

A. 市街地の整備改善

(ア) 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（道路事業）（国土交通省）

中心市街地の区域外で都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

なお、基本計画には事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業について、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するものであり、国の費用負担がある事業について記載してください。

(イ) 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

防災・安全交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

本事業は、都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

なお、基本計画には中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の通過交通を排除することで歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部が中心市街地の区域外に存するものについて記載してください。

- ・中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路、公共交通機関を支援する街路、交通結節点、パークアンドライド等駐車場・自転車駐輪場等の整備
- ・中心市街地の通過交通を排除するなどの、中心市街地の交通円滑化に資する街路の整備、連続立体交差事業
- ・中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
- ・その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

(ウ) 社会資本整備総合交付金（河川事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（河川事業）（国土交通省）

認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。

(エ) 民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（国土交通省）

民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業（以下「民間都市開発事業」という。）の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資等（まち再生出資）を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。

なお、民間都市開発事業について、（一財）民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

(オ) 都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（国土交通省）

地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付けを行います。

なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。

(カ) 農村集落基盤再編・整備事業（農林水産省）

地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する取組に対して支援を行います。

(キ) 地域用水環境整備事業（農林水産省）

農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援を行います。

(ク) 文化財建造物保存修理等事業（文部科学省）

地域の特色ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定等した重要文化財等の保存修理等に対し支援を行います。

(ケ) 伝統的建造物群保存修理等事業（文部科学省）

歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援を行います。

(コ) 地方創生推進交付金（内閣府）

地域再生法に基づく地域再生計画に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援します。

なお、本交付金は、「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいの創出を含む戦略的な取組などに対して支援を行います。

B. 都市福利施設の整備

(ア) 医療提供体制施設整備交付金（厚生労働省）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行います。

なお、本交付金は、医療計画制度の実行性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしています。

(イ) 社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省）

生活保護法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき整備される社会福祉施設等の施設入所者等の福祉の向上を図る観点から、これら施設の整備について支援を行います。

なお、本補助金は、社会福祉法人等が整備し、地方公共団体が補助する社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を国が補助することとしています（間接補助事業）。

(ウ) 保育所等整備交付金（厚生労働省）

保育等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育園等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付することとしています。

(エ) 保育対策総合支援事業費補助金（厚生労働省）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援。

(オ) 公立文教施設の整備（文部科学省）

公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行います。

(カ) 地方創生推進交付金（内閣府）

(3) A. 市街地の整備改善 (ク) 地方創生推進交付金を参照してください。

C. 街なか居住の推進

(ア) 地域支援事業交付金（厚生労働省）

介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なります。

(イ) 地方創生推進交付金（内閣府）

(3) A. 市街地の整備改善 (ク) 地方創生推進交付金を参照してください。

(ウ) 結婚新生活支援事業費補助金（内閣府）

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業

(新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助)を支援します。

D. 経済活力の向上

(ア) 地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)(経済産業省)

a. 概要

(1) 自立促進調査分析事業(補助率2/3)

商店街等が、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業を支援します。

(2) 自立促進支援事業(補助率2/3)

商店街等が、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域商業自立促進調査分析事業の結果(同等程度のニーズ調査、マーケティング調査を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。)等の一定の根拠やデータを踏まえて行う、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化が促進する事業を支援します。

※(1)、(2)ともに、以下の6つの分野のいずれかに係る公共性の高い取組であることが必要です。

- ① 少子・高齢化
- ② 地域交流
- ③ 新陳代謝
- ④ 構造改善
- ⑤ 外国人対応
- ⑥ 地域資源活用

b. 要件

本補助金の事業要件について規定した「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(地域商業自立促進事業)交付要綱」によります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特にありません。

(イ) 商店街・まちなか集客力向上支援事業(商店街集客力向上支援事業)(経済産業省)

a. 概要

商店街等が行う、外国人観光客の消費需要等を取り込むための環境整備や消費

喚起につながるIC型ポイントカードシステムまたはキャッシュレス端末等の整備を支援します。

b. 要件

本補助金の事業要件について規定した「商店街・まちなか集客力向上支援事業費補助金（商店街集客力向上支援事業）交付規程」によります。

c. 基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d. 留意事項等

特にありません。

(ウ) 中小企業等支援人材育成支援事業のうち、中心市街地活性化普及促進事業（経済産業省）

中心市街地活性化に係る多様な知識を有し、活性化の推進を担うまちづくりの中核となる人材及びそれらを支える人材を育成するため、研修の実施・教材の提供・各種情報提供等からなる人材育成プログラムを実施します。

(エ) 中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））（経済産業省）

中心市街地において、卸・小売、飲食店、サービス業及び不動産賃貸業を営む者（商店街振興組合、事業協同組合等を含む）に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得、集配センターの取得、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保及び新分野への進出に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。

貸付限度額は、中小企業事業が7億2千万円（特別金利適用の場合は2億7千万円）、国民生活事業が7千2百万円となります。

なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。

(オ) 大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第65条）（経済産業省）

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し、中心市街地の商業等の活性化を図るため、中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や8ヶ月の実施制限を適用除外とする等により、大規模小売店舗立地法の手続の簡素化を図るものです。

なお、第二種大規模小売店舗立地法特例区域は、都道府県及び政令指定都市により、基本計画の認定に関わらず設定することができますが、基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体と調整されていることが望まれます。

(カ) 卸売市場施設整備対策（農林水産省）

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う

産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

(キ) 地方創生推進交付金（内閣府）

(3) A. 市街地の整備改善 (ク) 地方創生推進交付金を参照してください。

(ク) 地域少子化対策重点推進交付金（内閣府）

- ・ 地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」や「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援します。

（補助率1/2）

- ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）に掲げられた総合的な結婚支援等の新たな取組等に重点化し、地方自治体の取組を支援します。

（補助率10/10、3/4）

E. 公共交通機関、特定事業等

(ア) 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

防災・安全交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の駐車場、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援を行います。

なお、基本計画には中心市街地へのアクセスの向上等により中心市街地の活性化に資する、公共交通機関を支援する街路、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点の整備等の事業及び総合交通戦略の取組でその全部が中心市街地の区域外に存するものについて記載してください。

(イ) 鉄道駅総合改善事業費補助（国土交通省）

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。

(ウ) 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）（国土交通省）

多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援します。

(エ) 鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（国土交通省）

踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し支援を行います。

(オ) 地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）（国土交通省）

大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、幹線鉄道の高速度化や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。

(カ) 都市鉄道利便増進事業費補助（国土交通省）

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。

(キ) 地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備（国土交通省）

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。

(ク) 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業（国土交通省）

都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成します。

(ケ) 地方創生推進交付金（内閣府）

(3) A. 市街地の整備改善 (ク) 地方創生推進交付金を参照してください。

なお、「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の A. 市街地の整備改善、B. 都市福利施設の整備 及び E. 公共交通機関、特定事業等 のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する省庁に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。（内閣府）